

学則の変更の趣旨等を記載した書類

I. 学則変更（収容定員変更）の内容

立命館大学は、「自由と清新」を建学の精神として設立され、第二次世界大戦後に「平和と民主主義」を教学理念として定めている。さらに2006（平成18）年には学校法人立命館の理念として「立命館憲章」を制定した。これらに基づき本学大学院では、大学院学則に「立命館建学の精神および教学理念に則り、學術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」ことを定めている。

このたび立命館大学では、現在の社会からの要請に応えるとともに、高等教育機関に求められている責務を果たすため、2021（令和3）年4月より食マネジメント研究科食マネジメント専攻博士課程前期課程および博士課程後期課程を新設する。本研究科の教育研究上の目的は、経済学・経営学の専門的知見を用いて、食に関わる経済活動を研究し、実践的なマネジメント能力を備えた高度専門職業人および研究者の育成をすることである。

立命館大学大学院は食マネジメント研究科の設置にともない、入学定員を23人、収容定員を49人増加する。収容定員変更の内容および内訳は下表のとおりである。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20人	40人
		博士課程後期課程	3人	9人

II. 学則変更（収容定員変更）の必要性

立命館大学大学院は、学術研究の成果と人材育成を通じて社会に貢献することを使命とし、教育研究や科学技術の動向を踏まえるなかで教育研究組織の設置や改組、教学改革を行い、様々な分野において数多くの研究者や技術者を世界に送り出してきた。さらに教育研究を基本的な使命とする大学として意義を有する教学改革を不断に実行するために、大学の運営体制の充実・整備を行ってきた。

高等教育機関の社会的な使命に立脚して、高度な教育研究水準の維持・向上や教育研究環境の整備を図りつつ本学大学院への進学を希望する多様な学生を受け入れ、社会に有為な人材を輩出することは、高等教育機関としての責務である。本学では、このような責務や要請に積極的に応えていくことが必要であると考え、このたび学則変更（収容定員変更）を申請することとした。

食マネジメント研究科は、2018年4月に経済学関係を学位分野として届出により設置された食マネジメント学部を基礎としている。今次設置にあたり、マネジメント領域をより高度化し、食の経済活動をめぐる諸課題を解決するために、経済学・経営学を軸として関連領域の学問との組み合わせにより、実践的な研究を行い、食マネジメント人材を養成することを目指した。

本研究科における主たる研究対象は、食関連の、第2次産業（製造・加工業）、第3次産業（外食産業・流通業）の経済活動、消費および政策である。食に関わる経済活動の諸課題の認識と実践的な解決には、この一連の経済的な仕組みと事業組織、それらと深く関連する人々の消費行動、さらには文化や健康、地域コミュニティなどへの深い洞察力が必要である。そのためには、産業組織論や行動経済学、ファイナンス、食料経済学、経営戦略論、マーケティング論などの経済学・経営学分野に、食の歴史学、食文化論、食の地理学、健康マネジメント論などの知見を取り込み、課題に則して解決策を講じられる教育・研究を行う必要がある。この研究を我々は「食マネジメント研究」と呼ぶ。

本研究科では、実社会における食に関わる経済的課題として、①食に対する経営・イノベーション、②食を通じた多文化共生の地域社会づくり、③食を通じた福祉・健康コーディネーション、を想定している。例えば、地域の人々の生活に寄り添った新たな食のサービスやビジネスへの転換を論じるためには、産業組織論や食サービスマネジメント論、及び、人々の食生活行動を分析するための行動経済学などの経済学・経営学を駆使できることが必要である。加えて、このような新しい事業には、経済学・経営学領域の理論に、健康マネジメント論や食の社会学、比較文化論などの知見を取り込み、地域コミュニティや文化などへの視野をもつことが必要である。

このように本研究科では、既存の経済学研究科・経営学研究科との連携により、食の経済活動の諸課題に取り組み、食についての複数の学術分野の知見を有し、食をめぐる経済社会の仕組みや人々の経済行動を理解し、食の経済システムを効率的に持続し、社会全体の公益にも寄与する仕組みを構築できるマネジメント能力を有した人材を育成することを目指している。このようなことから、人材育成目的を「経済学・経営学の専門的知見を用いて食に関する経済活動を研究し、実践的なマネジメント能力を備えた高度専門職業人および研究者の育成」とする。

本研究科の設置によって、経済学・経営学からの新たなアプローチが加わることにより、食の経済的課題の解決に関わる人材の輩出拠点が創出されるとともに、社会科学・人文科学による食に関わる研究活動が活発化し、食の研究の発展と豊富化に寄与する学術上の基盤が整備されると考える。

修了者に対する経済社会の人材需要に関し、食マネジメント学部設立の際にも、また設立以降においても企業等からの教育・研究連携の要望が多いことを考慮すると、食関連分野に対応する高度マネジメント人材を育成する研究科の開設が期待されている。このことは、企業等へのヒアリングを通じて明らかになっている。また、今次新研究科設立に向けて、人材育成目的を想定した博士課程前期課程と博士課程後期課程の事前調査において、設定された定員に対する人材需要は存在すると判断した。またこのことは、日本において食分野の実践的なマネジメント人材を供給することで、食の社会発展に寄与することが期待される。

1. 食への実践的なアプローチの必要性

これまで、食を対象とした研究として、食品とその供給システム・消費・利用については、農学・栄養学・家政学の専門分野を中心に発展し、その文化的・社会的側面については、社会学、歴史学、地理学、文化人類学の専門分野で研究が蓄積されてきた。近年はさらに食をめぐる課題が社会性を帯びてきたために、予防医学、法学、経営学、社会心理学などの専門分野からのアプローチも認められるようになってきている。これまで上記のように多岐に渡る学術分野において食が扱われてきたため、食は本来、人の行為と身体を軸に、各分野で扱われていることが深く相互に関連する総合的な事象であるにもかかわらず、独自の体系の確立ができずにきた。過去には学問分野としての確立が遅れた背景として、食が学問の対象とするには卑俗なものとして解されてきたこともあるが、21世紀の今日、食はそれぞれの国の文化や経済、人々の健康と生命において重要な社会的位置を占めるようになっており、グローバル化の進展のなかで国際的な関心事象にもなっていることは明らかである。

現代社会は、2次産業や3次産業、あるいはサービス部門の比重が、食においても大きくなり、さらにグローバル化のなかで、食と地域社会づくりをはじめとする持続可能性への関心が高まっている。そのため、複数の学術分野を通じた複眼的な観点から、今日の多様化した食の機能や役割を理解した上で、社会的な食の課題を抽出し、それを有効に解決しかつ学術に裏付けされた実践的アプローチが要請されている。

食への実践的アプローチとして、食の社会的な課題に対して、食についての複数の学術分野の知見から食を捉えるためには、人々の食行動を含む社会経済行動やビジネスとしての成立要件あるいは持続的な生業とは何かを理解し、人々を組織するマネジメント能力を有しなければ、現実の持続的な解決に至らない。このマネジメント能力の基盤となる経済学・経営学において、企業・家計・政府の3種類の経済主体が財・サービスの取引を通じて、相互依存する社会的な関係を理解することが必要となる。さらに、個々の企業に注目し他主体・他企業との取引と、企業同士の競争という競争的な環境の中で、個々の企業の永続を目的とした知見への理解も必要となる。

また、食に関わる現在までの研究の蓄積を踏まえなければ、従来のマネジメントに関わる知識だけでは、絡み合った食の課題解決には結びつかない。食と人間・社会の間に生じる複合的な課題を前にして、マネジメント能力を身につけた上で、既存の食に係る学問である栄養学、食の歴史学や文化人類学などの複数の専門分野にまたがる知見を身につけることによって初めて、課題解決が可能になると言える。このような食に関わる課題を俯瞰的かつ複合的に捉え解決するための食に関わる知識を有しマネジメント能力をもつ人材を、「食マネジメント人材」と呼ぶ。

2. 現代社会における食をめぐる現状と課題

現代の国際社会においては、飢餓、健康と福祉、気候変動をはじめ国際連合が持続可能な開発目標（SDGs）として掲げる17の目標の多くが、食と深く関連するものである。これら

を解決していくことは、人類の未来を切り拓くための大きな課題となっており、日本が担うべき責務も大きい。

国内においても、食の安全・安心、食品ロス、子ども食堂など、食をめぐる社会問題がさまざまに取り上げられており、食を通じた地域社会の活性化や、高齢化にともなう食のあり方の検討も推進されている。さらに、食マネジメント学部設立時において示された農水産業、食品製造業、サービス産業をはじめ経済社会における食分野の重要性と、この分野からの本研究科への期待はますます高まっている。

現代社会においては、個食・孤食、欠食など家族や生活のあり方とも関連する食の問題が生じ、子どもたちには子ども食堂や学校での朝食の提供など地域社会ともつながる課題が提起されている。さらに、これから超高齢社会が到来するなかで、高齢者の食へのアクセスと健康の維持は大きな問題となることが予想される。これらに対応するためには、栄養の知識提供だけでなく、福祉政策の構築、さらに、人々の認知や行動意思決定のメカニズムを踏まえて、地域社会において、人々が自ら行動を変えようとするようなコミュニケーションを行い、現実的に利用可能な食環境・食サービスを整えることが課題となる。

現実の課題として、人口減少とも相まって地域の生活や経済、コミュニティの持続性が問われるようになってきている。また、自然の保全や環境問題からみた持続性が社会的課題となって久しいうえ、生産食料の1/3に上る食品ロスの改善も問われている。農漁村では農漁業や食関連事業の地域経済に果たす役割は大きい一方で、都市地域においても高齢化が進み、食を通じた地域の生活や経済循環の改善は重要な位置を占める。また、共有される文化や慣習、コミュニティの繋がりが持続性の基盤となるが、食の行為は、文化や慣習として人々や社会のアイデンティティに深く結びついており、和食の伝統とグローバリズムのなかでの多様な食との絡み合いはアイデンティティを模索させる。人々の移動が国際化し、海外からの就労者がますます増大するなかで、食をめぐる宗教や習慣に対する理解とともに、同じ地域のなかで共に暮らすための相互理解が求められる。こうした課題は、食を生活のなかの文化として捉え、共生を模索すること、そしてこれらを持続可能な仕組みとして維持発展していくことの必要性を喚起している。

その状況において、食ビジネスのあり方も、これまでのグローバル化、大規模・低コスト化を追求するだけでは社会的な要求に応えられなくなる。高齢者、疾患を抱える人、子どもなどの社会的な弱者の健康や栄養、地域社会の持続性を考慮し、そこに貢献するビジネスのあり方、また生産、供給、消費までを通じたシステムの改善、その持続性、安定性、安全性が求められるようになりつつある。

このような課題を踏まえた上で、課題を解決する社会の現場においては、マネジメント能力を身につけた上で、食に関する複数の専門分野にわたる知見を複合的に理解し、絡み合った課題の解決に向けて、社会の現状を踏まえた上で現実的で実効性のあるプロジェクトや組織をマネジメントする能力、さらに、関係者の間、また、文化を異にする人々の間のコミュニケーションを促進する能力が求められている。

3. 食の大学院高等教育及び研究の現状と課題

以上のように、現代社会の食をめぐる絡み合った複雑な課題を分析し、解決するために必要な食を専門とする学問分野を確立する必要性が高まっている。しかしこれまでわが国において、経済学・経営学の視点から食を学び、マネジメント能力を獲得することが可能な高等教育機関は少なく、社会的課題を解決できる人材の育成は十分になされてこなかった。

例えば、東京財団によってまとめられた政策提言『食分野の知的体系化構想-「食文化大学院」の必要性について-』（東京財団政策研究部、2008（平成20）年）では次のように指摘されている。「食に関する従来の大学教育は、食材の生産に関わる農学、食品の加工に関する調理学、人体と食物の関係を調べる栄養学・生理学など、自然科学の分野にかたよっていた。学部で食の科学的側面を学んだあと、大学院で食文化を研究する事によって、食の営みを総合的に理解したいとの要望もあるにも係らず、わが国の大学はこのような社会的要請に十分に応える事ができていない」。これは食文化研究の体系化の構想であるが、今ではそれを、経済学・経営学を軸とする研究の必要性にまで広げて理解することが必要であろう。2015（平成27）年度から開始された経済産業省の産学連携サービス経営人材育成事業においても、アメリカにおけるコーネル大学やイギリスのケンブリッジ大学における食関連サービス産業の高度人材養成の事例が引用され、我が国における高等教育機関が果たしていくべき役割の必要性が強く唱えられている。

こうした提言・提唱に対する、海外と日本の大学院の現状は以下のようである。

海外においては「food」の名がついた大学院コースをもつ大学が63ほどある。農学や栄養学、食品科学、そして経営学をベースにしているものがほとんどであるが、社会科学や人文科学を中心とした大学院コースとしては、トゥルーズ・ジャン・ジョレス大学の School of Tourism, Hospitality and Food Studies (ISTHIA)、イタリア食科学大学の Gastronomy & Food Communications、コペンハーゲン大学の Department of Food Science、ニューヨーク大学シュタインハルトの Department of Nutrition and Food Studies がある。これらの大学の特徴は、学外の企業や自治体などのフィールドで長期的にインターンシップを行い、実務を習得できるカリキュラムになっている。上述のコーネル大学は SC Johnson ビジネス学部において、食やサービス関連学部を結びつけて食関連の経済のリーダーを育成する食品ビジネスのイニシアチブを立ち上げているように、どの大学も育成する人材像としては、食に係る産業や行政などの高度職業人を想定している。

これに対し、日本では食を名称に含む大学院やその専攻・コースが30以上あり、近年、食産業の分野で幅広く活躍できる人材を育成する学部・学科・コースが各地で相次いで新設されているが、そのほとんどが食品科学や栄養学に基盤を置いたものである。「食」が名称に冠される大学院の専攻・コースは5大学あり、このうち食に関連した社会科学を学ぶことが可能なカリキュラムを構成する大学院は、2009年に設置された宮城大学食産業学研究科食産業学専攻、さらに、2017年に設置された北海道大学国際食資源学院国際食資源学専攻、龍谷大学大学院農学研究科食農科学専攻の3大学院である。これらの専攻・コースの

カリキュラムでは、食における科学・技術およびビジネス、産業、行政に着目しているが、農学に重きが置かれている。グローバルな視点をもった次世代の高度ホスピタリティ経営人材の育成を目指し、2019年4月に京都大学経営管理大学院に京都大学-コーネル大学国際連携コースが開設されているが、日本で設置されている大学院の中で、食を名称に冠し、社会科学を中心に、社会課題解決のためのマネジメント能力を有した高度職業人や研究者を養成する大学院はないといってもよいであろう。

食についての総合的な研究は、例にあげた欧米の大学院コース名にあるように、英語圏ではフードスタディーズ (Food Studies) と称されている。大学・大学院の専門課程として教えられ、教科書や研究論文集も多数出版されている。この分野では、社会学、哲学、人類学を中心に学際的な研究分野が組織されようとしている。アメリカでは社会学が実践的であるので、問題の解決を中心にして研究や教育が進んでおり、ヨーロッパでは哲学をバックにして社会学が形成されているので、理論的なアプローチが優位である。

日本においても近年、人文学・社会科学の諸分野において、食に対する関心は高まっており、これまで食への取り組みが少なかった分野においても研究されるようになってきている。しかしながら、日本におけるこのような食研究は、既存の各学問分野の内部においてのみ蓄積されており、食を名称に冠した大学院のなかでも、社会科学を中心にした社会的課題解決のための研究・教育は十分とはいえない。こうした食にかかわる研究が、食という共通項の下での交流が不十分な状況にあって、食の問題に対してアメリカ的な実践的アプローチとヨーロッパ的な理論的アプローチ、そして日本の伝統的な食文化研究の蓄積とを人文学・社会科学を通じて統合する研究プラットフォームが日本に設置されることには、大きな意義がある。

また、研究を行っていく中で、その成果を社会と結びつけてイノベーションを促進するためには、マネジメント人材による社会実装化が不可欠である。この社会実装化とは、「我が国の中長期を展望した科学技術の総合戦略に向けて ポスト第3期科学技術基本計画における重要政策」(科学技術・学術審議会 基本計画特別委員会、2009(平成21)年)において、政策推進課題として位置づけられたものである。食の分野において、多様な研究を結び付け、複雑に絡み合った社会的諸課題を解決していくためには、この社会実装化という視点を欠かすことができない。社会実装化及びそれを実行できるマネジメント人材の育成には、経済学・経営学が必要不可欠である。同時に食関連分野の社会実装化には、食の人文学・社会科学系と自然科学系の知見が必要である。

以上、上記のような現状にあって、複雑に絡みあった現代の食をめぐる諸課題を解決するには、マネジメント能力を身につけるための経済学・経営学を中心としたアプローチに、文化人類学、歴史学や地理学などの人文学系、そして栄養学などの自然科学系の知見を活かした研究・教育を行い、食の奥深い教養を身につけて社会実装化を企図できる高度職業人や研究者を養成していくことこそが求められている。

4. 本研究科の目指す食マネジメント人材と学際的アプローチによる研究・教育

本研究科は経済学・経営学を軸として教育・研究の充実を図り、進路はいわゆる文系職を想定している。今日、食の経済システムにある第2次産業（食品製造業）、第3次産業（外食産業、流通業）の付加価値比率が大きくなり、これらの経済活動と人々の消費や、健康、文化との関係の解明が重要となっており、幅広い産業活動の経済現象、経営活動、制度・政策の学問的蓄積をもつ経済学・経営学からのアプローチが必要とされる。

食の経済システムにある産業活動と消費・文化が交錯する食の経済領域において、社会から要請されているのは、実践的なマネジメント人材である。このようなマネジメント人材を育成するには、産業組織論、行動経済学、ファイナンス、また経営戦略論などの経済学・経営学を駆使し、食に関連する人文科学（食文化論、食の社会学、食の歴史学など）、自然科学（栄養学、食認知科学など）の知見を活かしてマネジメントできる力を養成することが必要である。これらの関連領域を取り込み、経済学・経営学を食の分野に応用できる人材を、我々は「食マネジメント人材」と呼んでいる。

食について社会的に要請される課題は多数あり、必要とされる人材とその能力も多岐に渡るが、本研究科において「2. 現代社会における食をめぐる現状と課題」に記した社会的課題から、以下に記すような教育・研究における食への複合的な学修を可能とすることによって、食マネジメント人材を養成することを行う。

食マネジメント人材の養成は、マネジメント能力を身につけた上で、3つの社会的課題の視点を踏まえることで、発展した複合的な知識の習得へとつながっていく。

(1) 食に対する経営・イノベーション

近い将来、人口減、高齢化が進み、食料品へのアクセス、日常の食生活をどうするかは最も重要な社会問題の一つとなる。食関連企業（食品製造業、流通小売業、外食・中食産業等）には、これらの社会問題への対応を事業にとり込む、持続可能なソリューション型のビジネスの組み立てが必要となる。単なる製品・サービスづくりではなく、人々が自らの生活実態に即して現実的に食生活をマネジメントできるように、生活者に寄り添い、社会性と倫理観をもって、製品・サービスづくり、地域デザインに関与していく事業の創生が急務である。事業に従事する人材不足も表面化するため、日常の食生活を軸に、地域の人々も参画できるボトムアップ型の生活・地域づくりのデザイナーが必要となろう。

そのためには、社会経済の動きを学び、地域を知り、生活者を知ること、すなわち生活者のニーズを知ることは不便や不安を知ることであり、不便を解決するために本当に必要なものは何かを探求することが求められ、これがマーケティングの先端となる。加えてビジネスの用語を知り、それを使って議論し、自身の提案ができる能力が必要とされる。

このような課題を解決したいと考える者は、実践的なマネジメント能力の向上のために、ミクロ経済学特論や経営組織特論、そして会計学特論等を修得したうえで、マネジメント能力をさらに伸ばすために、産業組織特論や経営戦略特論等を、そして食に関わる知見を伸ば

すために商品開発特論や食の歴史学特論等を修得する。その上で応用面も想定した研究としての修士論文を提出する。このような研究活動を行うことで、食関連企業（食品製造業、流通小売業、外食・中食産業等）において、持続可能な課題ソリューション型のビジネスを組み立てる。消費者のニーズや諸事業での課題を正確に把握し、新製品・サービスづくり、そのための組織づくり、地域デザインに関与し、新事業の創生、それに各種事業の改善を行うことができる人材を養成する。

(2) 食を通じた地域・サステナビリティと多文化共生

人口減少のなかで地域の生活、経済、コミュニティの持続性を確保する手立てが重要になっている。農漁業を地域コミュニティで支える（CSA: Community Supported Agriculture）一方、創意的で能力の高い若手経営者が地域を支える可能性も生まれている。地域経済と自然環境をリンクさせて分析・評価し、小規模な生業（なりわい）を含めて、環境負荷のない持続可能な農水産業の経営、地域内連携事業をマネジメントできる能力、地域コミュニティと新住民をコーディネートする能力が求められる。また、地域の自然環境から生み出され、地域社会の歴史や文化に裏付けられた地域伝統食品や食ビジネスで、地域経済の振興を図るために、製品の品質保持、生産者組織の組織力の向上、消費者の市場における認知や選好の経済学的な分析が期待される。

都市地域においても高齢化のなかで、食を通じた地域の生活や経済循環の改善が社会課題となる。食は、行動規範や文化を通して共同体に深く関わる。食の行為は人々や社会のアイデンティティに深く結びついており、食を通じた相互理解は多文化共生の重要な側面となりつつある。外国人就労者を迎え入れ、世界レベルの多文化が共生できる社会をつくることも含まれる。歴史的なまた現在の食を通して自らの文化を問い直す理論的枠組みを構築するとともに、多様な文化や宗教に対応できるコミュニケーションの能力が求められる。農業や食産業は外国人の主な就労先でもあり、海外開発援助と連携して、実りある真の研修システムを生み出すことはこれからの日本社会にとって大きな意味をもつ。そのため、本研究科では国際的な業務に関わる実務者やそれを希望する者等も受け入れる。

その知識の習得については、マネジメント能力を身につけるために、マクロ経済学特論や統計学特論を学んだ上で、さらに発展的に国際経済学特論や食料経済学特論を、そして食の知見を身につけるべく食の公共政策特論や比較食文化特論等を修得する。これらの知見を複合して研究活動を行ったうえで、修士論文を提出する。このような研究活動を行うことで、経済や文化がグローバル化に向き合わなければならない現代、地域経済、自然環境、地域の食文化を分析・評価し、世界の多様な経済活動や食文化も含めて、グローバル、すなわち地球規模の視野を持ちながら、地域視点でも行動でき、地域独自の文化を生業として維持しながら、一方で多文化共生の事業ができるグローバル人材を養成する。

(3)食を通した福祉・健康コーディネーション

今後急速な高齢化が進むと、高齢者が自律的に食を通して健康を維持し、社会活動も継続でき、充実した生活を送ることができる社会が目指される。そのためには、人々の食習慣や意思決定の特性を把握し、それに即した情報提供の方法を検討することが求められる。また、地域の食環境を整えることが必要であり、福祉施設だけでなく、食品事業者、流通事業者が提供する食品や食事の質を考慮し、供給システムを確立するなどのサービスの貢献は大きく、社会的市場となる。子どもたちの食環境の悪化も指摘されており、家庭を支え、地域で見守るには、学校と地域コミュニティとの連携が望まれる。自治体、福祉施設、病院の管理栄養士、学校の栄養教諭や自治体職員らが連携して、こうした地域の食と健康のコーディネーションを進めることの役割が大きい。

このような知識の習得を希望する者においては、マネジメント能力の向上のために、ミクロ経済学特論や統計学特論等を身につけ、さらには行動経済学特論や食のリスクマネジメント特論、それに食の社会学特論や健康マネジメント特論等を修得し、これらの知識と研究活動により得られた知見を修士論文としてまとめる。このような研究活動を行うことで、家庭、高齢者、子ども、それに地域における食環境の改善のために、人々や地域の食習慣や意思決定の特性と健康との関係を把握する。食品事業者、流通事業者が提供する食品や家庭での食事の質の向上のために、自治体、福祉施設、病院・学校が連携できるように地域の食と健康コーディネーションを進めることができる人材を養成する。

上記の3つの課題と知識の習得は、主に高度職業人育成の観点から見たものであるが、研究者としての観点から見ても社会課題としては同一であり、より高度な食マネジメント人材としての活躍が期待される。そのために、コースワークとしての特別講義により、食関連分野におけるマネジメント能力を身につけ、また実践的な能力を研究実践で、そして社会実装の観点も含めた上で博士論文を提出する。

このような博士課程後期課程の研究活動を行うことによって、企業内の研究者としては、より幅広い食に関する知見を理解した上で、社会と関わって実践的にマネジメント能力を発揮して行動でき、複合的に考察できる専門研究者として活躍できる。また、大学等の研究機関での研究者としては、食に関する幅広い知見を複合的に理解できることにより、他の研究者と協働した研究を積極的に行えるようになるとともに、マネジメント能力を発揮してその成果を社会還元や社会実装をしていくことが可能な研究者として活躍できる。

本学の学部レベルの教育においては、すでに食マネジメント人材を育成すべく「食マネジメント学部」を設立し、経済学・経営学を中心とするアプローチから、食の経済的課題の解決に関わる人材の輩出拠点としての研究・教育基盤は形成されつつある。

本研究科においては、食マネジメント学部から育つ学生を、より高度な人材として育成で

きる。さらに、人文科学系、社会科学系、自然科学系の学士を受け入れ、食の高度に専門的な研究能力を獲得する機会を提供できる。また、それにとどまらず、食に関わる人材はすでに栄養学、生活科学、食品科学系などの自然科学系分野において多数育成され、企業や自治体において食関連の業務に従事しているが、本研究科において、上記のような食の複合的かつ多様な視野とマネジメント能力を習得できれば、さらに活動の場が広がり、人々の食に関わる社会システムの改革に貢献しうる人材となりうる。その上で、特に社会実装化や研究の社会還元の見点から見れば、研究能力の向上や研究成果の発信にも重きを置きつつ、社会課題解決のための研究者も含めた高度専門職業人の養成が主眼となる。

5. 人材育成目的・ディプロマ・ポリシー

食産業の経済活動をめぐる諸課題の実践的な解決と社会実装化をめざし、経済学・経営学分野からアプローチする研究・教育機関である食マネジメント研究科は、以上述べてきた社会的背景と社会的要請を踏まえ、博士課程前期課程及び博士課程後期課程の人材育成目的とディプロマ・ポリシーを以下の通り設定する。

(1) 【研究科共通】

①人材育成目的

食マネジメント研究科は、経済学・経営学の専門的知見を用いて、食に関わる経済活動を研究し、実践的なマネジメント能力を備えた高度専門職業人および研究者の育成を目的とする。

(2) 【博士課程前期課程】

①人材育成目的

博士課程前期課程では、食に関わる多様な視点を、経済学・経営学を軸として社会実装に導入し、食に関わる経済活動をめぐる諸課題の解決へ向けて応用することができる高度専門職業人を育成する。

②ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

食マネジメント研究科博士課程前期課程は、人材育成目的の達成に向けて、以下のとおり、修了時点で身につけている能力（教育目標）を定める。所定の単位の修得と下記の修士論文評価基準に基づく審査の合格をもって教育目標の達成とみなし、修士（食マネジメント）を授与する。

<教育目標>

ア 食に関わる経済活動の諸課題解決のために、経済学・経営学に基づくマネジメント能力を獲得することができる。

- イ 経済学・経営学を軸として食に関する複数の学術分野の知見をもつことができる。
- ウ 食に関わる経済活動の諸課題の解決に向けて、研究倫理を有しつつ学術的手法に基づき研究し、社会において高度に実践することができる。

<修士論文評価基準>

- 1) 研究の学術上の意義
- 2) 複数の学術分野の知見を反映
- 3) 研究方法の適切性
- 4) 論文構成の体系性と整合性
- 5) 先行研究の取り扱いの適切性
- 6) 論旨展開の明確性と一貫性
- 7) 研究倫理の遵守

③人材育成目的とディプロマ・ポリシーとの相関

研究科共通の人材育成目的における「経済学・経営学の専門的知見を用いて」は教育目標アに、「食に関わる経済活動を研究し」は教育目標イ、「実践的なマネジメント能力」は教育目標ウと対応している。また、博士課程前期課程の人材育成目的における「食に関わる多様な視点を、経済学・経営学を軸として社会実装に導入し」は教育目標アとイ、「食に関わる課題の解決へ向けて応用することができる」は教育目標ウと対応している。

(3)【博士課程後期課程】

①人材育成目的

食マネジメント研究の発展に寄与する研究活動を行い、ここで培ったマネジメント能力を用いて研究成果を社会に還元するとともに、研究倫理を有しつつ学術的手法を用いることができる研究者を育成する。

②学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

食マネジメント研究科博士課程後期課程は、人材育成目的の達成に向けて、以下のとおり、修了時点で身につけている能力（教育目標）を定める。所定の単位の修得と下記の博士論文評価基準に基づく審査の合格をもって教育目標の達成とみなし、博士（食マネジメント）を授与する。

<教育目標>

- ア 経済学・経営学を基盤に食に関する複数の学術分野の知見を有し、学術研究の発展に貢献することができる。
- イ 食に関する経済活動の諸課題の解決に向けて、経済学・経営学を通して培ったマネジ

メント能力を活用して、その成果を社会に還元することができる。

ウ 食に関する経済活動の諸課題解決に向けて、研究倫理を有しつつ学術的手法に基づき複合的に研究できる。

<博士論文評価基準>

- 1) 研究の学術上の意義、貢献度と独創性
- 2) 複数の学術分野の知見を反映
- 3) 研究の社会的意義
- 4) 研究方法の適切性
- 5) 論文構成の体系性と整合性
- 6) 先行研究の取り扱いの適切性
- 7) 論旨展開の明確性と一貫性
- 8) 研究倫理の遵守

③人材育成目的とディプロマ・ポリシーとの相関

研究科共通の人材育成目的における「経済学・経営学の専門的知見を用いて」は教育目標アに、「食に関わる経済活動を研究し」は教育目標イ、「実践的なマネジメント能力」は教育目標ウと対応している。また、博士課程後期課程の人材育成目的における「食マネジメント研究の発展に寄与する研究活動を行い」は教育目標ア、「マネジメント能力を用いて研究成果を社会に還元する」は教育目標イ、「研究倫理を有しつつ学術的手法を用いることができる」は教育目標ウと対応している。

Ⅲ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

このたびの学則変更（収容定員変更）とあわせて届出を行う研究科では、以下のとおり教育課程を編成する。このことにより、教育研究水準の維持・向上を積極的に図っていかうとするものである。

なお本研究科の開設によって、既設研究科等の教育課程等に影響はない。

1. 研究科の特色

食マネジメント研究科では、上記の人材育成目的を実現するために、特色ある教育・研究課程を編成する。

Ⅱに述べたように、食関連の社会的ニーズを背景として、本研究科の構想がある。このため本研究科は、広範な食関連分野を踏まえて、経済学・経営学を基盤とするマネジメント能力を用いて社会課題に対応する実践能力の涵養を特色とし、社会課題へのニーズと大学院教育との間で、密接な関係を構築しようとしている。つまり「課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察に基づく主体的な行動力を兼ね備えるための高度な素養を涵養する教育」（中央

教育審議会答申 我が国の高等教育の将来像 第3章新時代における高等教育機関の在り方)として、食マネジメント人材を輩出しようとしている。

博士課程前期課程では、高度専門職業人養成を中心とし、食に関連する産官学で活躍する高度人材を輩出する。また同時に研究者等養成(第1段階)にも対応している。博士課程後期課程では実践的な食マネジメント能力を備えた研究者の養成、すなわち食に関連する「産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する(同答申)」。

また、同答申第2章新時代における高等教育の全体像の「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえて、食に関連する高度専門職業人養成及び将来的には食の世界的な研究・教育拠点を目指す。

(博士課程前期課程)

(1) 食の諸課題解決に向けて、マネジメントの基盤となる産業・企業・消費・政策の基礎理論を学ぶための基礎科目

基礎科目においては、食を含む経済社会の仕組みや、食の供給・消費の仕組み、組織の役割や経営手法などを体系的に理解した上で、社会的な最適性や持続性を目指す政策や、食に関わる組織を構築し、さまざまな食の諸課題を解決できる力の基礎を身につける。併せて食マネジメント特論という本研究科における食関連分野のマネジメント能力を高める経済学・経営学に研究の基盤を置く複数教員が担当する科目を置き、また食に関わる複数分野の知識を理解する糸口となる食総合特論をおく。

(2) 基礎科目で取得するマネジメント能力をさらに発展させ、食の分野についての幅広い知見を身につけて、実践的マネジメント能力を習得する展開科目

展開科目はA群とB群に分かれ、A群は、課題解決に実践的に取り組むにあたり、食の産業・企業・消費・政策を繋ぐマネジメント能力を身につけるための理論的・実践的な経済学・経営学領域の科目である。B群は食マネジメント研究に必要な食の文化・歴史・健康などに関する理論的・実践的な科目群で、食の課題を深く理解し食の分野についての幅広い知見を得ることができる。

また、研究上必要となる英語力の向上と英語の学術的な発信力などを身につけるアカデミックイングリッシュや、社会的な実情や課題内容を研究課題に結び付け応用することのできる食マネジメント実践特論を設置している。

(3) 食の複合的な理解とマネジメント能力をはかる修士論文

博士課程前期課程において、その研究の成果となるのが修士論文であり、この内容が人材育成目的の達成度をはかる指標となる。そこで、研究演習において、修士論文作成プロセスと関連した研究指導を、段階的・組織的になるように工夫し、食マネジメント人材としての

知識の習得及び研究の進展を行う。また、修士論文の評価基準に「複数の学術分野の知見の反映」を含め、食の複合的な視点を担保できるようにする。さらに、研究上の課題に応じて、海外での研究活動や、国内での長期にわたるフィールド調査などを可能とする。

(博士課程後期課程)

(1) 食マネジメント人材としてのマネジメント能力と食の複合知識の習得する特別講義

博士課程後期課程においては、博士課程前期課程で身につけた食マネジメント人材としての能力をさらに高めるとともに、研究課題と関わる社会実装化や社会還元が、社会課題の解決のために重要となる。そこで、将来の進路と関り、実践的なマネジメント能力の涵養と食の複合的な知識を身につけるために、コースワークとなる特別講義Ⅰ～Ⅲを設ける。

(2) 食の諸課題を実践的な側面から探求する実践科目

研究者として、研究課題と社会課題の結びつきを理解した上で研究課題を設定し、積極的な研究成果の還元が行えるようになるマネジメント能力を習得すべく、実践科目を設ける。これにおいては、単なる個人の研究活動にとどまらないように、社会と研究との往還を意識して研究を深化させる取り組みを行う。

(3) 研究としての食の複合的な知見とマネジメント能力を結び付ける博士論文

博士論文の質向上を図るため、後述するように、研究指導と、講義・研究実践及び研究指導の各科目群が連携して、食への複合的な知見を生み出すとともに、より高度で実践的な研究能力を得られるように、博士論文作成のプロセスを中心に、研究科として組織的に取り組む。

そのために、博士論文作成過程において、組織的に研究課題や研究の状況について確認できるようにし、段階的・組織的・体系的な研究指導・論文作成そして食マネジメント人材としての学位授与となるようにする。また、博士論文の評価基準に「複数の学術分野の知見の反映」を含めて、食の複合的な知見を担保できるようにする。さらに、研究上の課題に応じて、海外での長期にわたる研究活動や、国内外を問わない長期間のフィールド調査などを可能とする。

2. 研究科名称・専攻名称・学位名称・定員

食マネジメント研究科は、経済学・経営学の専門的知見を用いて、食に関わる経済活動を研究し、実践的なマネジメント能力を備えた高度専門職業人及び研究者の育成を目指すものである。マネジメント能力を身につけた人材を輩出するという人材育成目的を反映し、研究科名称とした。また英語名称においては、「食を対象とする複数の学術領域」という意味での国際通用性及び日本語名称との整合性を考慮し、*gastronomy* の語を冠した。

(1) 研究科名称

食マネジメント研究科

Graduate School of Gastronomy Management

(2) 専攻名称

食マネジメント専攻

Major in Gastronomy Management

(3) 学位名称

修士（食マネジメント）

Master of Gastronomy Management

博士（食マネジメント）

Doctor of Philosophy in Gastronomy Management

(4) 定員

①入学定員

博士課程前期課程 20名

博士課程後期課程 3名

②収容定員

博士課程前期課程 40名

博士課程後期課程 9名

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

博士前期課程及び博士後期課程の教育課程は、人材育成目的—学位授与方針—教育課程の編成方針—カリキュラムや学位授与・研究指導が体系的に構成され、研究科として組織的に取り組み、人材育成目的を達成できるようにしている。また「各産業、各職業分野等社会のニーズを踏まえ、修了者（特に、博士課程）が高度な産業社会で評価される教育の実施」

（同答申）できるように、食関連産業界からの高度で実践的なマネジメント人材の諸要請を踏まえて、大学院として食に関する実践的なマネジメント能力を持つことを人材育成目的に入れ込んでいる。「最終的に体系的な学位論文を作成することに向けて、その前提となる研究計画の作成や研究の途中経過のまとめなど、研究過程の中間的な段階を設定し、それぞれ設定された水準を満たすことを求める仕組み」（同答申）に関し、両課程において詳細な研究指導フローチャート（資料1 博士課程前期課程 研究指導フローチャート・資料2 博士課程後期課程 研究指導フローチャート）を作成して、段階的でかつ一人の研究指導教員

に依存しない組織的な研究指導を構築している。

以上は「中央教育審議会答申 新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―答申」を踏まえたものでもある。

(1) 博士課程前期課程

編成にあたり、以下のような考え方や特色を有している。

基礎科目、展開科目 A 群、展開科目 B 群、からなる体系的なコースワークにより、基礎的素養の涵養とともに、実践的な応用能力つまり専門的知識を活用・応用する能力を得ることができるようにしている。「世界の多様な文化・歴史に対する理解力」及び「幅広い視野を身に付けるための関連領域」（同答申）は食の複合的な幅広い視点に関連する展開科目 B 群である食関連領域がその役割を担う。また、学際的な分野の性質を持つ本研究科では、多様な学修歴を持つ学生等を受け入れることから、必要に応じて大学院入学後に補完的な専門教育を食マネジメント学部で提供するようにしている。

① 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

ア 食に関わる経済活動の諸課題の解決に向けて、マネジメントの基盤となる産業・企業・消費・政策の基礎理論を学ぶために基礎科目を置く。

イ 基礎科目で習得するマネジメント能力をさらに発展させ、実践的マネジメント能力を身につけるために、展開科目 A 群を置く。

ウ 食の課題を深く理解し食の分野についての幅広い知見を得るために、展開科目 B 群を置く。

エ 食の諸課題解決に向けて、研究倫理と学術的手法に基づき研究し、社会において高度に実践できる研究能力と応用力を養成するために、演習科目を置く。

カリキュラム・ポリシーのアは、教育目標のア、カリキュラム・ポリシーのイとウは、教育目標のイ、カリキュラム・ポリシーのエは、教育目標のウ、にそれぞれ対応したものである。

高度専門職業人としての食マネジメント人材の育成を達成するために、人材育成目的を定めた上で、教育目標に修士論文の評価を含め、それを実現できるように教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、体系的な教育プログラムを編成している。また学位授与へのプロセスについては、後述するように、組織的・体系的になるような手順を明確にしている。さらに、カリキュラム運営と研究指導に組織的に取り組む。

併せてカリキュラムマップを作成することにより、ディプロマ・ポリシーの実現に向けて、適切な科目運営へと組織的に取り組む。

② 科目区分、単位構造

ア 科目区分

科目区分は、基礎科目、展開科目 A 群、展開科目 B 群、研究演習科目、その他科目を設ける。基礎科目は食マネジメント人材に必要なマネジメント能力の基盤に係わる科目である。基礎科目において、食マネジメント特論を設置し必修 2 単位とする。併せてマネジメントと関わる経済学・経営学分野の科目を配置する。食総合特論は、数名の分野をまたがった教員が、複数の分野の関連性の理解とその必要性を学ぶ科目として置く。

展開科目 A 群は、実践的なマネジメント能力を身につけるための科目である。これらは基礎科目で習得するマネジメント能力をさらに発展させ、実践的マネジメント能力を身につけるための科目として位置づけられる。食の課題解決のために必要となる展開科目でもあるため、最低修得単位数を設ける。

展開科目 B 群は、食の課題を深く理解し食の分野についての幅広い知見を得るための科目である。マネジメント上必要となる食の深い知識について、マネジメントに関連付けながら学び、実践的な課題解決に至る科目である。

研究演習は、研究指導科目であり、演習を段階的に履修することにより、学位授与方針に掲げた教育目的及び修士論文評価基準を達成できるように配置する。この点を踏まえて、研究指導Ⅳを必修とする。

その他科目は、社会課題と研究の関係を理解する「食マネジメント実践特論」と研究で用いる英語力を涵養する「アカデミックイングリッシュ」の 2 科目から構成される。

展開科目 A 群は、カリキュラム・ポリシーのア、展開科目 B 群は、カリキュラム・ポリシーのイ、研究演習科目は、カリキュラム・ポリシーのウ、を達成するために設けている。

イ 単位構造

基礎科目は必修の食マネジメント特論を含む 8 単位以上として、マネジメント能力の習得に必要な知識を学ぶことができる履修としている。また、展開科目の A 群から 8 単位以上の修得を必要とし、マネジメント能力の獲得を担保する。また、修士論文作成のために、研究演習Ⅳを必修としている。その上で研究演習については、学外での研究活動を可能とする点から 6 単位以上の修得が必要な構造とする。

③科目区分、配当年次

基礎科目の科目と展開科目の基礎的科目を 1 セメスターに、他の科目を 2 セメスターにそれぞれ配置する。また、演習においては、1 年次にⅠ及びⅡを、2 年次にⅢ及びⅣを配置する。

(2) 博士課程後期課程

編成にあたり、以下のような考え方や特色を有している。

特別講義Ⅰ～Ⅲからなる体系的なコースワーク及び研究実践Ⅰ・Ⅱより、基礎的素養の涵養とともに、高度な研究者レベルでの実践的な応用能力つまり専門的知識を活用・応用する能力を得ることができるようにしている。「世界の多様な文化・歴史に対する理解力」(同答申)は特別講義Ⅱ、及び「幅広い視野を身につけるための関連領域」(同答申)は特別講義Ⅱと特別講義Ⅲがその役割を担っている。多様な学修歴を持つ学生等を受け入れることから、必要に応じて大学院入学後に補完的な専門教育を食マネジメント研究科博士課程前期課程で提供するようにしている。

以上は、「中央教育審議会答申 新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」を踏まえたものでもある。

① 教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)

ア 食に関わる高度な専門知識を有し、経済学・経営学を基盤に食に関する複数の学術分野の知見を有し、食に関する学術研究の発展に貢献することができる能力を養成するために、講義科目を置く。

イ 食に関する経済活動の諸課題の解決に向けて、経済学・経営学を通じて培ったマネジメント能力を活用して、その成果を社会に還元できる能力を養成するために、研究実践科目を置く。

ウ 食に関する経済活動の諸課題解決に向けて、研究倫理を有しつつ学術的手法に基づき色を福合的に研究できる力を養成するために、研究指導科目を置く。

カリキュラム・ポリシーのアは、教育目標のア、カリキュラム・ポリシーのイは、教育目標のイ、カリキュラム・ポリシーのウは、教育目標のウ、にそれぞれ対応したものである。

研究者としての食マネジメント人材の育成を達成するために、人材育成目的を定めた上で、教育目標に博士論文の評価を含め、それを実現できるように教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、体系的な教育プログラムを編成している。また学位授与へのプロセスについては、後述するように、組織的・体系的になるような手順を明確にしている。さらに、カリキュラム運営と研究指導に組織的に取り組む。

併せてカリキュラムマップを作成することにより、ディプロマ・ポリシーの実現に向けて、適切な科目運営へと組織的に取り組む。

② 科目区分、単位構造

ア 科目区分

博士課程後期課程においては、マネジメント能力と食に係る知識を複合的に身につけるために、共通科目として特別講義Ⅰ～Ⅲを配置する。また、実践力を涵養するために、実践科目として研究実践Ⅰ・Ⅱをおく。研究演習として、特別研究Ⅰ～Ⅵを配置する。

イ 単位構造

研究科の人材育成目的を達成するために、共通科目区分から、特別講義Ⅰを必修とした上で2科目4単位以上を修得させる。また、研究演習については、特別研究Ⅵを研究指導の視点から必修とした上で、長期にわたる国内外を問わない研究活動を可能とすべく、4科目8単位以上の修得が必要な構造とする。

③科目区分、配当学年

特別講義の配当年次は1年次とする。研究実践科目の配当年次は1年次、2年次に1科目ずつとする。特別研究の配当年次はⅠ・Ⅱが1年次、Ⅲ・Ⅳは2年次、Ⅴ・Ⅵを3年次に配置する。

(3) 教育研究の柱となる領域

教育課程の編成を実現するための、教育研究の柱となる領域は、マネジメント領域を中心とし、それに食関連領域を加えた2領域である。

人材育成目的の「実践的なマネジメント能力を備えた」人材を育成するには、食の経済活動、関連した課題解決を図る実践的な能力を習得する必要がある。本研究科では、食産業の経済活動と人々の消費、さらには健康、文化との関係、それらに関わる政策や制度において解決すべき重点課題は、以下の3つであると捉え履修モデルとして示している。

ア 食産業の経営・イノベーション：地域の人々が自ら生活実態に即して食生活をマネジメントしていけるように、製品・サービスを生み出し、地域デザインにも関与していける事業の創造、

イ 食を通じた多文化共生の地域社会づくり：食を通してサステイナブルな地域経済の振興をはかり、異なる国や民族の者が相互理解を実現できる地域社会づくりと産業連携組織の形成、

ウ 食を通じた地域の福祉・健康コーディネーション：高齢者や子どものいる若い世帯の食と健康を支える、自治体や福祉施設、病院などと食品事業者が連携した地域の食環境づくり

である。

マネジメント領域

上記、ア～ウの重点諸課題は、産業の事業活動、消費者行動におけるものである。経済学・経営学の基礎理論の習得が必要であることから、市場や企業の事業活動、消費者行動の原理を認識するために、必修の「食マネジメント特論」の他、「マイクロ経済学特論」、「マクロ経済学特論」、「統計学特論」、「経営組織特論」、「会計学特論」、「マーケティング特論」、それにマネジメントと後述の食関連領域を繋ぐ「食総合特論」を、「基礎科目」として配置している。マネジメントの基盤となる産業・企業・消費・政策の基礎理論を学ぶ経済学・経営学の科目群である。そして、食の課題解決のための実践的マネジメント能力を身につけるために、「産業組織特論」、「行動経済学特論」、「国際経済学特論」、「食料経済学特論」、「ファイナンス特論」、「経営戦略特論」、「サービスマネジメント特論」、「食のリスクマネジメント特論」、「商品開発特論Ⅰ」、「商品開発特論Ⅱ」、を「展開科目 A 群」として配置している。このように課題解決に実践的に取り組むにあたり、食の産業・企業・消費・政策を繋ぐマネジメント能力を身につけるための理論的・実践的な経済学・経営学領域の科目が「展開科目 A 群」である。

基礎科目と展開科目 A 群を合わせた科目群をマネジメント領域とする。

食関連領域

上記ア～ウの重点課題を解決するためには経済事業活動に健康マネジメントを組み込み、地域コミュニティや人々のアイデンティティを視野に入れる必要があり、そのために「食の地理学特論」、「食の歴史学特論」、「比較食文化特論」、「食の社会学特論」、「フードクリティーク特論」、「食の公共政策特論」、「健康マネジメント特論」、「食と認知科学特論」を、「展開科目 B 群」として配置した。このように食マネジメント研究に必要な食の文化・歴史・健康などに関する理論的・実践的な科目群を食関連領域とする。

マネジメント領域の理論・実践にこれらの知見を取り込みながら、演習と修士論文作成を行う。以上のように、本研究科の対象とする課題解明には、経済学・経営学諸領域を軸とし、かつ、人文科学や一部自然科学を含む関連領域を組み込み、履修を行う。

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び卒業要件

(1) 博士課程前期課程

①科目の種類と授業方法

1年次はマネジメント能力と食に関する複数の学術的知見の習得を中心とし、講義科目を配置する。講義科目のうち、基礎科目を1 Semesterに集中して配置することで、段階的な知識の習得を可能とする。展開科目 A 群および展開科目 B については、系統履修の点を考慮して、1 Semesterおよび2 Semesterに分割して配置する。

研究演習は、研究指導科目として演習形態で、1年次から開始する。1年次においては、

修士論文作成に向けた研究計画を作成する。具体的には、研究のための論理的考察に基づく調査・分析・理論・実験の手法の習得、研究テーマの抽出を行う。2年次では、1年次で培った能力を基礎として研究テーマに基づき調査や実験によるデータ収集あるいは理論的展開を行い、研究を進め、秋学期に成果を論文としてまとめる。2年間を通じて研究計画書の提出や報告会を行い、また1名の主査と2名の副査を置くと同時に中間報告会を開催して、段階的かつ組織的に論文指導・審査を行う仕組みを構築する。

なお、入学定員が20名であることから、講義科目において、ディスカッションを含む参加型の講義運営によって、高度な知識を身につけることが可能となる。また、食マネジメント実践特論を設けることにより、社会課題の解決に向けた実践的な理解が可能となる。研究演習については、丁寧な研究指導の側面から、クラスの定員を原則3名とする。

(修了要件)

博士課程前期課程を修了するためには、2年以上在学し、必修及び選択科目を含んで30単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、審査及び試験に合格することとする。具体的には、基礎科目から必修の食マネジメント特論を含む8単位以上、展開科目のうち展開科目A群から8単位以上、及び、研究演習からは、研究演習IVを含む6単位以上を修了要件とする。

③ 履修モデル

本研究科では3つの履修モデル(資料3 博士課程前期課程履修モデル)を設定する。なお、各学生の学修歴を考慮し、必要に応じて大学院入学後に補完的に学部の科目履修を指導する。また同時に、それぞれの学生の学位取得に向けて、各要卒要件を踏まえた上で、柔軟で丁寧な科目履修指導を行う。また、修了までのスケジュール(資料4 博士課程前期課程履修イメージ)などについても履修ガイダンスで明示する。それぞれの履修モデルにおいて養成を目指す人材は以下の通りである。

ア 経営・イノベーションマネジメント

食関連企業(食品製造業、流通小売業、外食・中食産業等)において、消費者のニーズや諸事業での課題を正確に把握し、新製品・サービスづくり、そのための組織づくり、地域デザインに関与し、新事業の創生、それに各種事業の改善を行うことができる人材

イ 地域・多文化共生マネジメント

経済や文化がグローバル化に向き合わなければならない現代、地域経済、自然環境、地域の食文化を分析・評価し、世界の多様な経済活動や食文化も含めて、グローバル、すなわち地球規模の視野を持ちながら、地域視点でも行動でき、地域独自の文化を生業として維持しながら、一方で多文化共生の事業ができるグローバル人材

ウ 福祉・健康マネジメント

家庭、高齢者、子ども、それに地域における食環境の改善のために、人々や地域の食習慣や意思決定の特性と健康との関係を把握し、食品事業者、流通事業者が提供する食品や家庭での食事の質の向上のために、自治体、福祉施設、病院・学校が連携できるように地域の食と健康コーディネーションを進めることができる人材

④ 学位授与審査体制

修士論文の審査においては、研究指導を受け、所定の単位を修得した上で論文を執筆した者が、立命館大学学位規程第10条（資料5 立命館大学学位規程）に定める修士の学位授与申請を行なったときに、研究科委員会は、学位授与審査委員会を設置して学位授与の審査を行う。学位論文の審査については、研究科長の委嘱を受けて学位授与審査委員会を設置し、研究科委員会にて審査委員と審査を決定する。学位授与審査委員会の構成については、立命館大学学位規程第13条第2項に定めるところにより、審査委員会を専門分野の教員1名及び関連教員2名の計3名で組織し、うち1名を主査とする。3名は論文評価基準に即した審議を行う。3名の委嘱に当たっては審査の専門性と客観性を担保できることを念頭に置いて行い、2名は修士論文に最も専門が近い教員、1名は他の領域からとする。修士論文の審査及び学力の確認は、審査委員会にて修士論文に関連ある分野について試問を行う。そして、その条件を満たした場合、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得ることで、学位授与を決定する。その審査結果については、立命館大学長および立命館大学院学位委員会へ報告を行う。

学位論文については、立命館大学図書館に配架し、閲覧可能な状況として公刊する。

④ 研究指導の流れ

入学前の志望理由書及び研究指導希望教員に基づき、入学時に研究指導教員を研究科委員会で決定する。その上で、1年次7月に研究計画書を提出させ、研究科執行部にて進捗を確認する。1年次1月には、1年次の研究活動のまとめとなる中間報告会を開催し、研究指導教員及び2名の教員により、研究への助言を行う。なお、研究指導においては、必要に応じて他の研究を行っている演習との研究交流を行うと同時に修士論文にもその相互的な視点を入れることを必須とし、複数の学術的知見の視点から、研究を深める。

2年次の4月には、修士論文の概要及び研究計画を提出させ、その内容に基づき、研究科長の指名により主査・副査の候補となる3名の研究指導教員ならびに研究指導補助教員を定める。2年次9月には、2回目の中間報告会を開催し、その内容に基づき、研究科委員会にて、主査・副査3名を最終決定する。なお、この2回目の中間報告会においては、主査副査以外に博士課程前期課程研究指導資格を持つ教員は全員参加し、研究への助言を行う。その後2年次1月に修士論文を提出し、2月に口頭試問を行う。（資料1 博士課程前期課程研究指導フローチャート）

⑤年間登録上限

年間登録単位の上限数については、1年次 32 単位、2年次 32 単位とする。このように設定するのは1年次において科目の履修に集中した上で、2年次に修士論文の作成に集中するためである。特に人材育成目的にあるように、社会と研究課題との関わりを意識し、社会実装可能な実践的な課題を解決するためのマネジメント能力を身につける必要がある。この点を考慮すると、1年次のマネジメント能力に関わる科目の履修と複数の学術的知見に関わる科目の履修、これらに支えられた修士論文の作成が必要となる。そこで、1年次において修了に必要な単位を修得可能な上限単位とした。

⑤ 研究倫理に関する審査体制

立命館大学研究倫理指針（資料6 立命館大学研究倫理指針）に従った上で、臨床・臨地人文社会科学の調査及び実験を行うもので、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する作業を含む研究を対象とした「立命館大学における人を対象とする研究倫理指針」（資料7 立命館大学における人を対象とする研究倫理指針）と、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）」（以下「人医学系指針」という。）及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）」（以下「ヒトゲノム指針」という。）にもとづいた研究が対象となる「立命館大学 人を対象とする医学系研究倫理規程」のいずれかの方法に従い、計画等の審査を受けて実施することとする。

上記の研究の審査以外にも、指導教員に対しては、立命館大学研究部が毎年度作成している「研究費執行ガイドブック」を配付するとともに、新任教員を中心として倫理研修を行う。また大学院生に対しては、上記と併せて、研究科として入学時あるいは入学後に研究倫理に関する研修を行う。

⑦その他 学生対応など

ア 履修指導

研究指導担当教員が中心となって、科目の履修指導を行う。また他学部出身者や社会人をはじめとする食に関連する学部レベルでの知識の未修得者に対して、必要な科目を学部科目から教員が選定し、聴講させる。

また、履修モデルを明示することにより、学生の系統履修を促進させる。

イ 社会人

現職のある社会人が働きながら学ぶことを支援するため、入学前に履修計画を確認し、仕事との両立に配慮する。また、社会人の履修の形態として、長期履修制度の取得など、修士論文の完成まで、計画的履修が行えるように指導を行う。

ウ 留学生

留学生に対する経済面の支援では、「授業料減免」があり、6割以上がその適用対象となっている。生活面の支援では、各キャンパスに国際寮を準備して必要性の高い学生へ提供するとともに、2019年度より留学生支援コーディネータを各キャンパスの国際教育センターに配置し、学生生活の様々な相談に対応できる体制を整えている。進路・就職支援については、キャリアセンター及び大学院キャリアパス推進室と連携して行っている。

(2) 博士課程後期課程

① 科目の種類と授業方法

研究指導科目としての演習科目である「特別研究（Ⅰ～Ⅵ）」では、博士論文の完成に向けた研究指導を行う。なお、研究計画を作成する1年次から始まり、学会での報告や論文の発表を行う2年次、博士論文として論文を作成していく3年次という年次進行を意識した指導を行う。

コースワークの講義科目としておく「特別講義（Ⅰ～Ⅲ）」の特別講義Ⅰは、必修科目であり、マネジメント能力に関わる経済学と経営学の研究を理解することを目的とする。特別講義ⅡとⅢは、食に係る複数の分野の知見を理解する科目である。チームティーチングによって、研究領域ごとのアプローチ・考え方の相違に触れることで、研究主題、研究方法の確実性や妥当性、その研究の社会的意義と先行研究を踏まえた必然性や新規性についての理解を図る。

演習科目である「研究実践Ⅰ・Ⅱ」は、研究やその主題がどのように社会課題の解決に寄与できるかを理解し、研究と現実社会を結びつける科目である。既に学部で実績のある連携先などと連携し、研究者として社会課題の解決に研究を還元する方法を理解する。

なお、入学定員が3名であることから、講義及び演習において、丁寧な指導が可能である。

(修了要件)

博士課程後期課程を修了するためには、3年以上在学し、必修及び選択科目を含んで12単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、審査及び試験に合格することとする。

③ 学位論文審査体制

博士論文の審査については、所定の研究指導を受け論文を執筆した院生が、立命館大学学位規程第18条第1項（資料5 立命館大学学位規程）に定める要件を満たしたうえで、同規程第19条に定める博士の学位授与申請したときに、研究科委員会はその受理について議決し、学位授与審査委員会を設置して学位授与の審査を行う。

学位論文の受理及び審査については、研究科長の委嘱を受けて学位授与審査委員会を設

置し、研究科委員会にて受理及び審査を決定する。学位授与審査委員会の構成については、立命館大学学位規程第 23 条第 3 項に定めるところにより、審査委員会として専攻の教員及び関連教員 4 名で組織し、うち 1 名を主査とする。4 名の委嘱にあたっては外部の教員を含むことなど審査の客観性を担保できることとする。博士論文の審査及び学力の確認は、審査委員会にて博士論文に関連ある分野について試問を行う。そして、その条件を満たした場合、構成員の 3 分の 2 以上が出席する研究科委員会において、無記名投票によりその 3 分の 2 以上の賛成を得た上で、立命館大学長に報告し、その報告を受けて立命館大学院学位委員会の 3 分の 2 以上の賛成を得て、学位の授与が決定する。

③研究指導の流れ

入学前の研究計画及び研究指導希望教員に基づき、1 年次 4 月には研究指導教員を決定する。また、1 年次 5 月には研究指導教員の指導の下、3 年間の研究計画を作成し、研究科委員会に提出をする。その後 1 年次 10 月には、年度の中間報告書を作成し、進捗について執行部で確認を行う。1 年次 1 月には、年度の研究報告書を研究科委員会に提出し、その内容に基づいて、副査候補となる 3 名を決定する。1 年次 2 月には、主査・副査候補 4 名と研究科所属教員 4 名の出席による研究報告会を行い、研究についての助言を行う。

2 年次 4 月には、研究計画書を提出し、執行部にて内容の確認を行う。また、2 年次 10 月には中間報告書を作成し、研究の進捗について執行部で確認を行う。その後、2 年次 2 月には、1 年次と同様に主査・副査 4 名と研究科所属教員 4 名の出席による年度のまとめとなる研究報告会を開催し、研究への助言を行う。また併せて、その内容を元に博士論文を提出するに値するかどうかの資格審査を行う。なお、資格審査の合否については、研究科委員会で審議する。2 年次 2 月に資格審査が困難であった場合、3 年次 7 月の研究報告会を開催し、資格審査を行う。

3 年次 4 月には、研究計画書を提出し、執行部にて内容の確認を行う。3 年次 10 月には、博士論文相当の論文を提出し、主査・副査 4 名と研究科所属教員 4 名の出席による博士論文に関わる予備審査会を開催する。なお、予備審査については、研究科委員会にて内容を確認する。3 年次 12 月には、博士学位申請論文の提出を行い、1 月に主査 1 名副査 3 名からなる口頭試問を行う。また併せて、研究科所属全教員の参加による公聴会を開催する。この結果については、研究科委員会で審議する。(資料 2 博士課程後期課程 研究指導フローチャート)

④学位論文の公表方法

学位授与が決定した学位論文は、授与された日から 1 年以内に本大学所定のリポジトリの登録により公表するものとする。ただし、研究上の守秘義務等に関わる内容等が含まれる場合については、研究科委員会の承認を得た上で、論文内容の要約を公表することも可とする。

⑤年間登録上限単位数

博士課程後期課程においては、年間登録上限単位数は設けない。

⑥ 研究倫理に関する審査体制

立命館大学研究倫理指針（資料6 立命館大学研究倫理指針）に従った上で、臨床・臨地人文社会科学の調査及び実験を行うもので、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する作業を含む研究を対象とした「立命館大学における人を対象とする研究倫理指針」（資料7 立命館大学における人を対象とする研究倫理指針）と、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）」（以下「人医学系指針」という。）及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）」（以下「ヒトゲノム指針」という。）にもとづいた研究が対象となる「立命館大学 人を対象とする医学系研究倫理規程」のいずれかの方法に従い、計画等の審査を受けて実施することとする。

上記の研究の審査以外にも、指導教員に対しては、立命館大学研究部が毎年度作成している「研究費執行ガイドブック」を配付するとともに、新任教員を中心として倫理研修を行う。また大学院生に対しては、上記と併せて、研究科として入学時あるいは入学後に研究倫理に関する研修を行う。

⑦その他 学生対応など

博士課程前期課程の食マネジメント研究科に関連する修士レベルでの知識の未修得者に対し、必要に応じて、博士課程前期課程の聴講を認める。

また、履修モデルを明示することにより、学生の研究活動と実践への意識を促進させ、本研究科で育成する人材育成目的に近づける。

5. 教員組織の変更内容

これまで述べた食マネジメント研究科の設置の趣旨や教育課程等をふまえて、次のとおり教員組織を編成する。なお、以下により収容定員を変更しても収容定員の増加に対応できる。

食マネジメント研究科の教員組織は、経済学・経営学の教員を含むマネジメント領域の研究が中心となる。経済学・経営学の教員を中心としているが、食に係る他の学術領域の教員を積極的に配置し、マネジメント能力を身につけることを可能とする一方で、食の専門知識を複合的に習得できるように配慮している。食マネジメント学部や立命館大学を超えて横断的に組織している立命館大学食総合研究センターおよび教員と学生とで設立した食マネジメント学会と連携し、さまざまな研究会・セミナー・シンポジウムを開催している。また研究担当の副学部長を配置し、これらの企画・運営に関与している。今次研究科が開設され

るに伴い、この副学部長は研究科担当も兼ね、一層の研究の高度化を図る。このように研究担当の副学部長を配置し、研究センターや食マネジメント学会、それに立命館大学の他の関連する研究センターなど、内外の研究関連組織と連携した研究体制を構築する。なお、食マネジメント学会には新研究科の大学院生が加入する。

研究科の科目及び研究指導の担当にあたっては、本学関連規程ならびに研究科内規に基づき、研究指導・研究指導補助・科目担当の資格について、大学院担当資格審査委員会で審査し、教授会で承認を行っている。研究指導は専任教員が担当し博士課程前期課程は20名（うち経済学・経営学を専門とする教員が9名）で、博士課程後期課程は15名（うち経済学・経営学を専門とする教員が8名）である。このように経済学分野を中心とした教員構成としている。

完成年度の3月31日時点での年齢構成および退職者については以下の表となる。任期を定めない教員における本学の定年は教授65歳、准教授60歳であり（資料8 大学教員定年規則）である。定年を超えた教員であっても、高度な教育研究の能力と実績を有する教員を定年退職後に特別任用教員として任用できる制度（資料9 立命館大学特別任用教員規程）を有しており、これに基づき再雇用する。70歳の教員は以降任用しないため、後任を任用する。

博士前期課程において、完成年度までに定年を迎える専任教員は5名いるが、特別任用教員として雇用するとともに、後任人事として教育研究領域の特性を踏まえた上で、優れた教育実績および研究実績を有する研究者を計画的に任用する。

博士課程後期課程においても、特別任用教員として雇用するとともに、新規採用や内部からの昇格によって、博士課程後期課程の研究指導の要件を満たす教員を適切に補充する。具体的には博士課程後期課程の研究指導のできる専任教員1名を2021年春に採用すべく公募の作業に着手している。併せて2022年度人事計画（マネジメント領域を含む教員1名もしくは2名を採用）についても着手している（資料10 食マネジメント学部・食マネジメント研究科の今後の人事計画に関して）。また、博士課程後期課程研究指導資格は内規において原則教授と定めている。准教授において十分な研究業績を有しているが、教授への昇任基準として、「准教授としての在職期間を5年以上有する」ことを内規で定めており、届出時には博士課程後期課程の研究指導資格要件を満たせなかったものの、近くこれを満たす若手専任教員も複数在職している。これにより、完成年度である2023年度においても「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（*経済学関係：研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて9以上とする。）にて定められた基準を30代～50代教員（13名）で上回る教員組織を維持できると考える。後任人事・内部昇格により教員組織を維持可能であり、教育研究に支障がでることはない。

付表：年齢構成

	20代	30代	40代	50代	60代
博士課程前期課程 (令和4年3月31日時点)	0	1	7	10	7
博士課程後期課程 (令和5年3月31日時点)	0	0	2	6	8

付表：後任人事実施・内部昇格実施後の年齢構成（予定）

	20代	30代	40代	50代	60代
博士課程前期課程 (令和4年3月31日時点)	0	1	7	11	7
博士課程後期課程 (令和5年3月31日時点)	0	1	4	8	8

※令和3年度、採用予定教員は50代と仮定

※令和4年度、マネジメント領域採用予定教員は50代と仮定

付表：退職者

時期	定年・任期満了を 迎える教員数	研究指導および科目担当計画
令和3年 3月末	1（*70歳、特別任用教員任期満了）	2022年度以降、後任1名を任用予定 *博士課程前期課程研究指導科目は後任に引き継ぐ *博士課程後期課程研究指導科目は担当していない
	1（*65歳定年）	2022年度以降、同一人物を特別任用教員として雇用

※開設時点で65歳を超えており特別任用教員として任用する教員4名については、本表には含めていない。

6. 大学全体の施設・設備の変更内容

以下のように施設・設備においては収容定員変更後でも、これまでと同等以上の教育研究を展開することができる内容が担保できている。

(1) 校地、運動場の整備計画

食マネジメント研究科は、滋賀県・草津市にあるびわこ・くさつキャンパスに設置する。びわこ・くさつキャンパスは、約61万㎡の校地からなり、滋賀県及び草津市の支援を受け、1994（平成6）年に開学した。現在は経済学部、理工学部、情報理工学部、スポーツ健康科学部、生命科学部、薬学部、食マネジメント学部の7学部、経済学研究科、理工学研究科、

情報理工学研究科、スポーツ健康科学研究科、生命科学研究科、薬学研究科の6研究科が設置されている。

びわこ・くさつキャンパスには大きく、「クインスタジアム」、「第1グラウンド」、「第3グラウンド」の3つの運動場と、フットボール場の「BKCグリーンフィールド」、体育館機能をもつ「BKCジム」、体育館とプール、ジムからなる複合施設「BKCスポーツ健康commons」が整備されており、運動場用地の総面積は59,897.74㎡である。

キャンパス内には公園緑地、自然緑地や遊歩道があり、学生の憩いやコミュニケーションの場として学生交流施設である「セントラルアーク」を整備している。さらに、建物間の空間も広く、歩車分離がなされ、自然環境保護やスロープ、点字ブロック等を整備し、バリアフリーの対策もなされたユニバーサルデザインに配慮したキャンパスとしている。

(2) 校舎等施設の整備計画

びわこ・くさつキャンパスは約26万㎡の校舎等施設を有している。既設学部等との共同利用の施設として、社会科学系の「メディアライブラリー」及び理工学系の「メディアセンター」の2つの図書館、講義室、情報教室、食堂施設、保健センター、学生交流施設、セミナーハウス等が整備されている。

食マネジメント研究科の開講する科目の授業は、主に「アドセミナリオ」、「プリズムハウス」、「カラーニングハウスⅠ」、「カラーニングハウスⅡ」、「フォレストハウス」、「ラルカディア」で行う。教室数は小教室(99人以下)110室、中教室(100人～399人)29室、となる。授業利用教室は毎年関連の学部で調整会議を行い決定する。

教員研究室は「アクロスウィング」6階に48室を確保する。事務室、執行部(役職者)執務室、応接室、会議室等の学部運営施設は「アドセミナリオ」1階を利用する。

認知科学関連の実習を組み入れた講義科目については、「カラーニングハウスⅡ」の3階に、「味嗅覚実習室」(79.3㎡。味覚認識装置、嗅覚センサーシステム、ファームテスター、眼球運動計測装置等の実験機器を備える)や、「視覚実習室」(115.6㎡。高性能モニター、照度計、色彩輝度計等の実験機器を備える)を整備している。また、「カラーニングハウスⅡ」の4階には、「官能評価実習室」(145.4㎡。24個の個別ブース、3台のグループテーブル、可動式脱臭装置、統計分析用コンピュータ等を備える)を設置している。

その他、微生物の働きを通じて、食品の発酵や腐敗に関する内容を含む講義科目に対応する施設として、「カラーニングハウスⅡ」の3階に「食事機能実習室」(115.6㎡。オートクレーブ、純水製造装置、クリーンベンチ、CO₂インキュベーター等の実験機器を備える)や、食品残渣の堆肥化に関する内容を含む科目用の「環境実習室」(119.2㎡。6名用実験台を8台、堆肥化機器、換気設備を備える)を設けており十分な教育・研究環境を整備している。

大学院生用の研究室は、経営学研究科(収容定員60名)が2015(平成27)年4月に移転して空いていた施設を活用する。大学院生用の研究室には博士課程前期課程40名分、博士課程後期課程9名分の共同研究スペースを確保する。そこにはパソコン、プリンタ等の情報

ネットワーク環境を整える。その他、机・椅子、ロッカー等を設置する。面積は 592.14 m² である。(資料 11 大学院生共同研究室)

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書及び雑誌

本学には、図書館施設として、衣笠キャンパスに平井嘉一郎記念図書館、修学館リサーチライブラリー、人文系文献資料室、朱雀キャンパスに朱雀リサーチライブラリー、びわこ・くさつキャンパスにメディアセンター(自然科学系図書館)、メディアライブラリー(社会科学系図書館)、大阪いばらきキャンパスに OIC ライブラリーをそれぞれ設置している。これらの施設を含めた大学全体の蔵書は、2020(令和 2)年 4 月 1 日現在で約 3,350,767 冊(製本雑誌含む)に達し、これに加えて 64,567,400 種の学術雑誌、そのうち 52,195 種の電子ジャーナルを収集・整備している。これらはほぼすべて、学生の利用が可能である。また、図書館間の資料を取り寄せて利用する仕組みも存在しており、全ての資料を学習や研究に利用できる環境を整備している。

2018(平成 30)年 4 月の食マネジメント学部開設以来、フードマネジメント、フードカルチャー、フードテクノロジーを学ぶための書籍の整備を順次行い、2022(令和 4)年 3 月末時点で図書 61,255 冊(うち外国書 20,339 冊)、学術雑誌 9,071 タイトルとなる予定である(うち外国雑誌 7,536 タイトル、電子ジャーナルを含む)。また、それ以外にも食マネジメント研究科が主に使用する図書館(メディアライブラリー)では、2020(令和 2)年 4 月 1 日時点で図書 377,816 冊、学術雑誌 9,454 種を所蔵している。

メディアライブラリーにおける逐次刊行物のタイトル選定・見直しや図書購入にあたっては、食マネジメント学部および食マネジメント研究科所属教員の意見も反映されており、必要な蔵書数、電子ジャーナルのタイトル数は十分確保されている。

② オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等

電子ジャーナルについては、キャンパス・ネットワークを介して大学全体で共有しており、人文科学、自然科学、社会科学の分野を問わず幅広い分野を対象に選定・収集している。特に、Elsevier Science B. V.、Wiley-Blackwell、Oxford University Press、Springer、Cambridge University Press の大手 5 社が刊行する電子ジャーナルについてはパッケージ契約をしており、最新の情報と共にバックナンバーの講読が継続的に行える環境がある。データベースについては Web of Science や Magazine Plus などの二次情報、EBSCO Host、ProQuest Central などのアグリゲータ系電子ジャーナル、日経テレコン 21、聞蔵などの新聞データベースを中心に、基本的なデータベース・ツールの提供を行い、全学で共有できる電子書籍も積極的に収集している。

③閲覧席、ラーニングコモンズ

本学の学術資料は、立命館大学学術情報システム（RUNNERS）を利用して、図書資料の所蔵情報、貸出返却・予約などが可能であり、一部図書資料については、抄録のオンラインでの閲覧も可能となっている。

メディアセンター（自然科学系図書館）、メディアライブラリー（社会科学系図書館）は、他キャンパスの図書館等と同様に、年間開館日数 340 日前後、土・日曜日開館、開館時間は開講期平日 8:30～22:00（土・日は 10:00～17:00）で運用している。

メディアセンター（自然科学系図書館）、は収納冊数約 360,000 冊、総座席数 878 席を有し、メディアライブラリー（社会科学系図書館）は収納冊数約 360,000 冊、総座席数 1,059 席を有している。また、他キャンパスの図書館同様、グループ学習のできるラーニングコモンズ「びあら」を設置し、学習環境を整えている。

④外部の図書館等との相互協力

他機関との協力に関わっては、Online Computer Library Center, Inc.（OCLC）や国立情報学研究所の NACSIS-CAT/ILL の図書館間ネットワーク等に参加するとともに、私立大学図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）等の加盟館として、国内外を問わず他大学、他機関と図書館間相互協力（文献複写や相互現物貸借）を推進している。

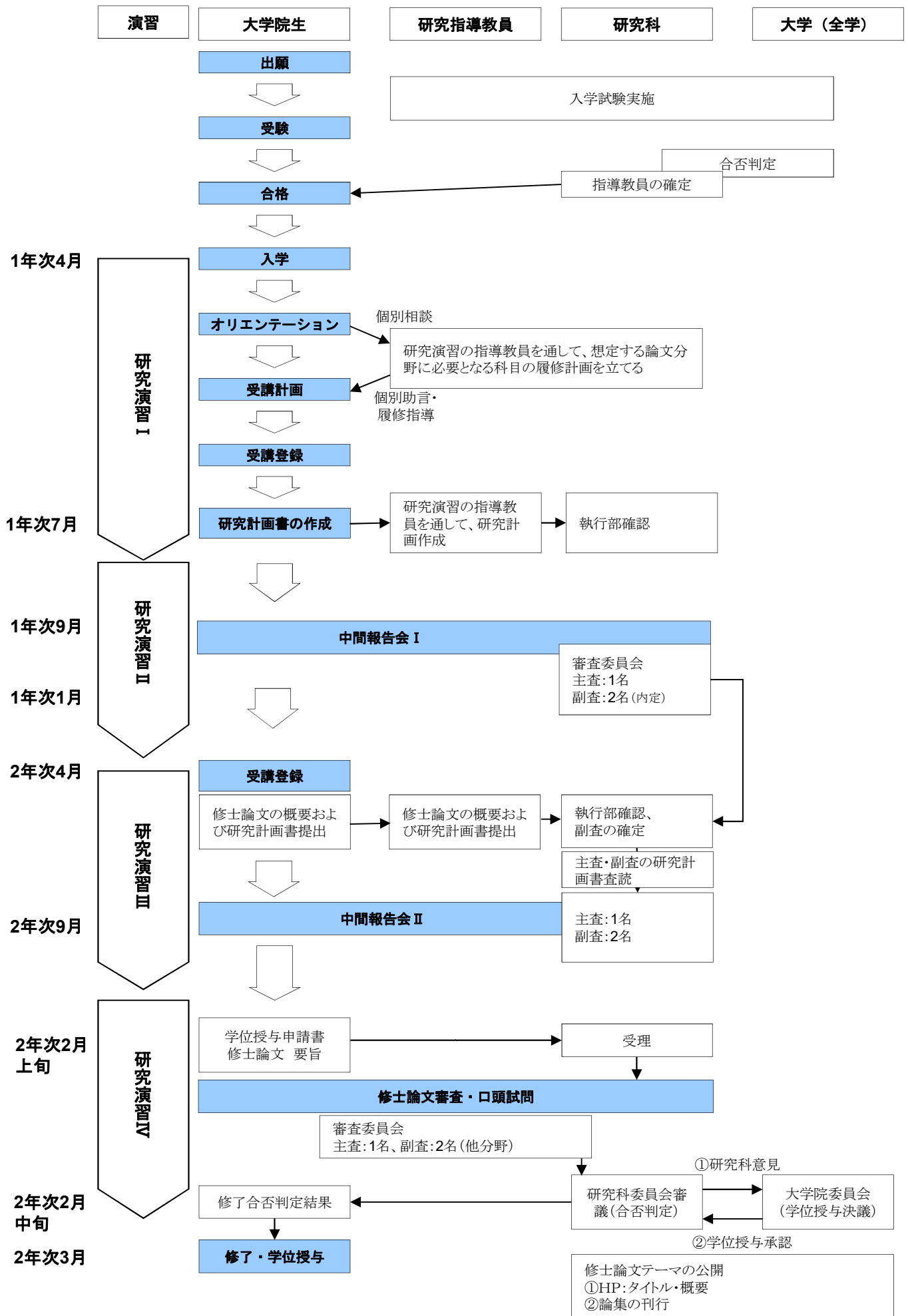
⑤検索手法の指導等

学部教員と図書館職員との協働で、大学図書館の基本的な使い方をはじめ、RUNNERS や電子ジャーナル、オンラインデータベースの検索・活用方法等について、各学部の教育に必要な内容を中心とした図書館リテラシー教育を展開している。そこでは、少人数クラスによる双方向授業の取り組みや、Web 視聴による講義等を実施し、RUNNERS の図書検索など内容の充実をはかっている。また、自学自習のために、Web ガイドや RAIL (Ritsumeikan Academic Information Literacy) などの、情報の収集、選択、活用の能力を高めるためのオンラインツールを提供している。

以上

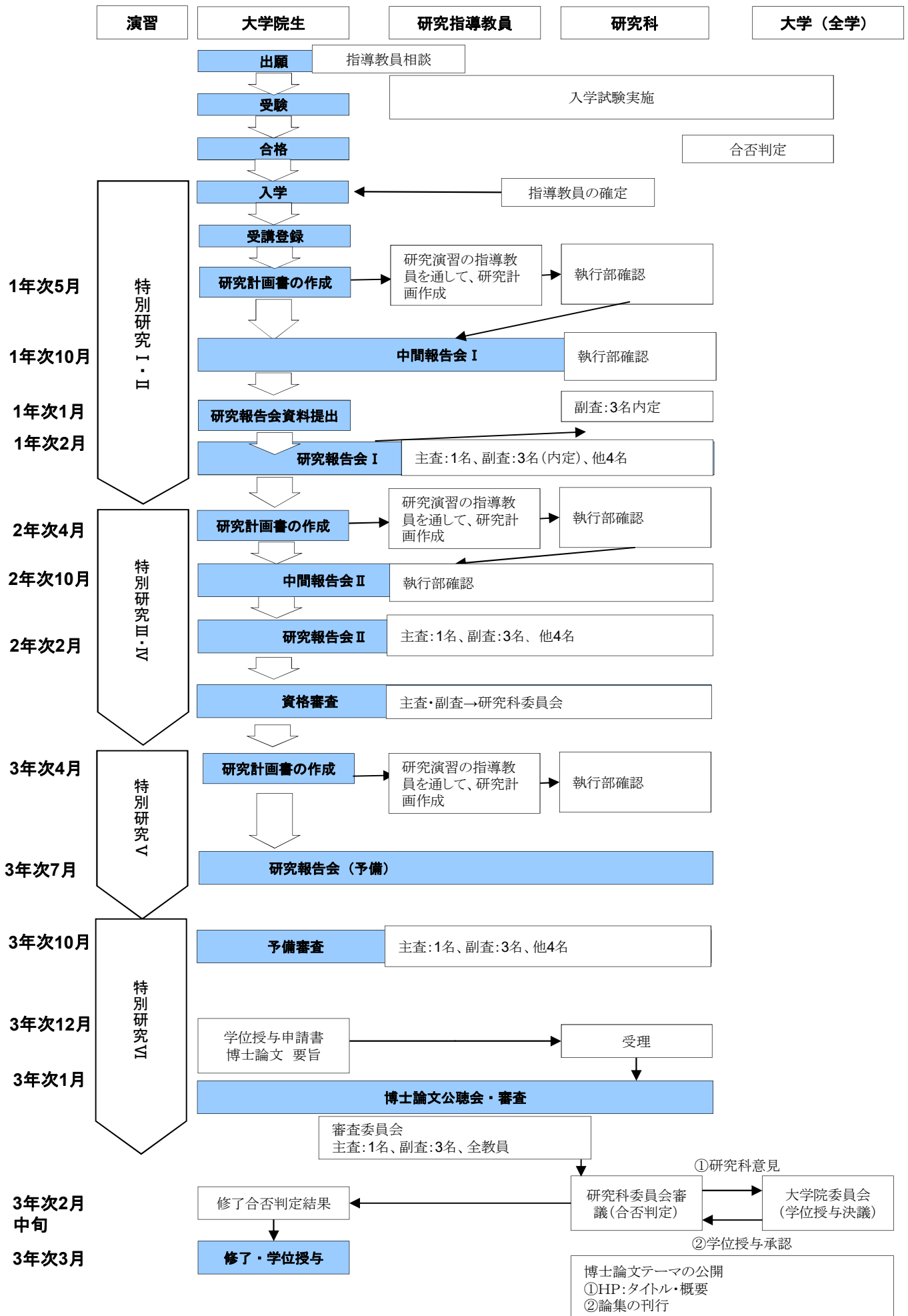
博士課程前期課程 研究指導フローチャート

資料1



博士課程後期課程 研究指導フローチャート

資料2

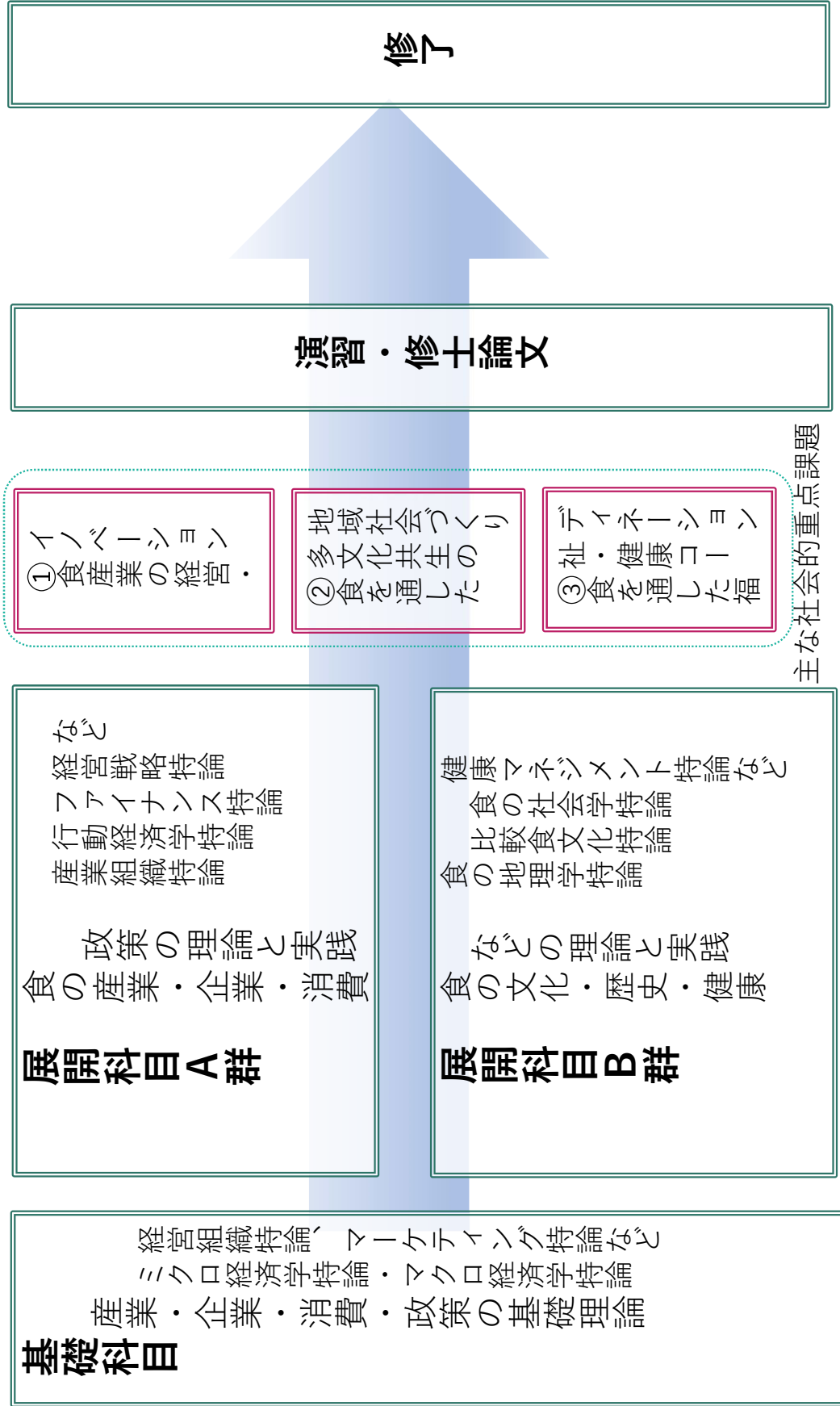


* 「●」は必修科目

* 網掛けの箇所は2年次での受講を推奨する

科目区分	授業科目の名称	配当年次	履修モデル			
			経営・イノベーションマネジメ	地域・多文化共生マネジメント	福祉・健康マネジメント	
基礎科目	食マネジメント特論	1年次(春)	●	●	●	
	ミクロ経済学特論		○		○	
	マクロ経済学特論			○		
	統計学特論			○	○	
	経営組織特論		○			
	会計学特論		○			
	マーケティング特論				○	
	食総合特論			○		
	基礎科目修了要件単位(8単位以上)		計	8	8	8
展開科目	産業組織特論	1年次(秋)	○			
	行動経済学特論			○	○	
	国際経済学特論			○		
	食料経済学特論			○		
	ファイナンス特論		○			
	経営戦略特論			○		
	サービスマネジメント特論		○		○	
	食のリスクマネジメント特論				○	
	商品開発特論Ⅰ		○			
	商品開発特論Ⅱ				○	
	展開科目A群修了要件単位(8単位以上)	計	8	8	8	
	B群	食の地理学特論	1年次(春)		○	
		食の歴史学特論	1年次(春)	○		
		比較食文化特論	1年次(秋)		○	
		食の社会学特論	1年次(秋)			○
		フードクリエーティブ特論	1年次(秋)		○	
		食の公共政策特論	1年次(秋)	○		
健康マネジメント特論		1年次(春)			○	
食と認知科学特論		1年次(春)			○	
—	計	4	6	6		
研究演習	研究演習Ⅰ	1年次(春)	○	○	○	
	研究演習Ⅱ	1年次(秋)	○	○	○	
	研究演習Ⅲ	2年次(春)	○	○		
	研究演習Ⅳ	2年次(秋)	●	●	●	
	研究演習修了要件単位(6単位以上)	計	8	8	6	
その他	アカデミックイングリッシュ	1年次(春)	○			
	食マネジメント実践特論	1年次(秋)			○	
	—	—	2	0	2	

科目数	15	15	15
単位数	30	30	30



○立命館大学学位規程

昭和28年9月24日

規程第42号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則（以下「学則」という。）第55条および立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第50条にもとづき、本大学における学位および学位の授与に関する事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士および専門職学位とする。

(専攻分野等の名称)

第3条 学士、修士、博士および専門職学位に、附記する専攻分野名または専門職学位名および英文学位名称を学部の学科および研究科の専攻毎に次の各号のとおり定める。

(1) 学士学位

学部名	学科名	専攻分野名	英文学位名称
法学部	法学科	法学	Bachelor of Laws
経済学部	経済学科	経済学	Bachelor of Arts
経営学部	経営学科	経営学	Bachelor of Arts
	国際経営学科	経営学	Bachelor of Arts
産業社会学部	現代社会学科	社会学	Bachelor of Arts in Social Sciences
文学部	人文学科	文学	Bachelor of Arts
理工学部	電気電子工学科	工学	Bachelor of Engineering
	機械工学科	工学	Bachelor of Engineering
	環境都市工学科	工学	Bachelor of Engineering
	ロボティクス学科	工学	Bachelor of Engineering
	数理科学科	理学	Bachelor of Science
	物理科学科	理学	Bachelor of Science
	電子情報工学科	工学	Bachelor of Engineering

	建築都市デザイン学科	工学	Bachelor of Engineering
国際関係学部	国際関係学科	国際関係学	Bachelor of Arts in International Relations
	アメリカン大学・立命館大 学国際連携学科	グローバル国 際関係学	Bachelor of Arts in Global International Relations
政策科学部	政策科学科	政策科学	Bachelor of Arts in Policy Science
情報理工学部	情報理工学科	工学	Bachelor of Engineering
映像学部	映像学科	映像学	Bachelor of Image Arts and Sciences
薬学部	薬学科	薬学	Bachelor of Pharmacy
	創薬科学科	薬科学	Bachelor of Pharmaceutical Sciences
生命科学部	応用化学科	理学	Bachelor of Science
		工学	Bachelor of Engineering
	生物工学科	工学	Bachelor of Engineering
	生命情報学科	理学	Bachelor of Science
工学		Bachelor of Engineering	
生命医科学科	理学	Bachelor of Science	
スポーツ健康科 学部	スポーツ健康科学科	スポーツ健康 科学	Bachelor of Sport and Health Science
総合心理学部	総合心理学科	心理学	Bachelor of Psychology
食マネジメント 学部	食マネジメント学科	食マネジメン ト	Bachelor of Gastronomy Management
グローバル教養 学部	グローバル教養学科	グローバル教 養学	Bachelor of Global Liberal Arts

(2) 修士学位

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
法学研究科	法学専攻	法学	Master of Laws
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Master of Economics

経営学研究科	企業経営専攻	経営学	Master of Science in Business Management
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学	Master of Arts in Sociology
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学	Master of Arts in International Relations
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学	Master of Arts in Policy Science
文学研究科	人文学専攻	文学	Master of Arts
	行動文化情報学専攻	文学	Master of Arts
理工学研究科	基礎理工学専攻	理学 工学	Master of Science Master of Engineering
	電子システム専攻	工学	Master of Engineering
	機械システム専攻	工学	Master of Engineering
	環境都市専攻	工学	Master of Engineering
情報理工学研究科	情報理工学専攻	工学	Master of Engineering
生命科学研究科	生命科学専攻	理学 工学	Master of Science Master of Engineering
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	学術	Master of Arts
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	言語教育情報学	Master of Arts in Language Education and Information Science
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	技術経営	Master of Technology Management
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学	Master of Sport and Health Science
映像研究科	映像専攻	映像	Master of Image Arts
人間科学研究科	人間科学専攻	人間科学	Master of Human Science

		心理学	Master of Psychology
--	--	-----	----------------------

(3) 博士学位

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
法学研究科	法学専攻	法学	Doctor of Laws
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Doctor of Philosophy
経営学研究科	企業経営専攻	経営学	Doctor of Philosophy
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学	Doctor of Philosophy
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学	Doctor of Philosophy in Policy Science
文学研究科	人文学専攻	文学	Doctor of Philosophy
	行動文化情報学専攻	文学	Doctor of Philosophy
理工学研究科	基礎理工学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
	電子システム専攻	工学	Doctor of Engineering
	機械システム専攻	工学	Doctor of Engineering
	環境都市専攻	工学	Doctor of Engineering
情報理工学研究科	情報理工学専攻	工学	Doctor of Engineering
生命科学研究科	生命科学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	学術	Doctor of Philosophy
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	技術経営	Doctor of Philosophy in Technology Management
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy
薬学研究科	薬学専攻	薬学	Doctor of Pharmacy

人間科学研究科	人間科学専攻	人間科学	Doctor of Human Science
		心理学	Doctor of Psychology

(4) 専門職学位

研究科名	専攻名	専門職学位名	英文学位名称
法務研究科	法曹養成専攻	法務博士（専門職）	Juris Doctor
経営管理研究科	経営管理専攻	経営修士（専門職）	Master of Business Administration
教職研究科	実践教育専攻	教職修士（専門職）	Master of Education

(大学名の附記)

第4条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第2章 学士学位

(学士学位の授与)

第5条 学士学位の授与は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(学士学位の授与の要件)

第6条 学士学位は、学則第54条に規定する卒業要件を満たした者に学長が授与する。

(学長への報告)

第7条 教授会において学士学位の授与を議決したときは、学部長は学長に報告しなければならない。

第3章 修士学位

(修士学位の授与)

第8条 修士学位の授与は、研究科委員会または研究科教授会（以下単に「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(修士学位の授与の要件)

第9条 修士学位は、大学院学則第29条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

2 前項に規定する者のほか、前期課程と後期課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において大学院学則第29条に規定する修了要件に相当する要件を満たした者にも、修士学位を授与することができる。

(授与申請)

第10条 修士学位の授与を申請する者は学位授与申請書に修士論文または特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）2部を添えて、所属の研究科長に申請するものとする。申請書類の様式は、様式第2(1)のとおりとする。

(資料等の提出)

第11条 研究科長は、修士論文等の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、別に資料等を提出させることができる。

(修士論文等の返付)

第12条 受理した修士論文等は、返付しない。

(修士論文等の審査および最終試験)

第13条 修士論文等の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

- 2 審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員3人以上によって組織し、うち1人を主査とする。ただし、研究科委員会が認める場合は、教員数を2人以上とすることができる。
- 3 前項に定める審査委員会には、当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる。
- 4 最終試験は、修士論文等に関連ある分野について試問を行う。

(審査および最終試験の期間)

第14条 修士論文等の審査および最終試験は、申請者の在学期間中に終了するものとする。

(修士学位の授与の審査)

第15条 審査委員会は、審査が終了したときは、様式第3(5)に定める論文等審査報告書により、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、修士学位の授与のための審査を行う。
- 3 修士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、その3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 4 前2項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成する学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。
- 5 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛

成を得なければならない。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会において修士学位の授与を議決したときは、研究科長は、論文等審査報告書により、学長および大学院学位委員会に報告しなければならない。ただし、様式第3(1)に定める合格判定報告書をもって、これにかえることができる。

第4章 博士学位

(博士学位の授与)

第17条 博士学位の授与は、研究科委員会および大学院学位委員会の議を経て、学長が決定する。

(博士学位の授与の要件)

第18条 博士学位は、大学院学則第32条、第35条または第35条の4に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

2 前項のほか、本大学大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ前項の同課程を経た者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士学位を授与する。

(授与申請)

第19条 博士学位の授与の申請は、次の各号のいずれかによる。申請書類の様式は、様式第2(2)または様式第2(3)のとおりとする。

(1) 前条第1項による者にあつては、学位授与申請書に、博士学位申請論文4部、論文目録1部、履歴書1部、和文論文要旨1部および英文等論文要旨1部、主論文要旨の電磁的記録媒体(CD-ROM等)1部を添えて、所属の研究科長に申請する。

(2) 前条第2項による者にあつては、学位授与申請書に、博士学位申請論文4部、論文目録1部、住民票の写し1部、履歴書1部、和文論文要旨1部、英文等論文要旨1部、主論文要旨の電磁的記録媒体(CD-ROM等)1部、写真1葉および別表第1による学位審査手数料を添えて、学長に申請する。

(3) 前2号の定めにかかわらず、研究科長が必要と認めた場合は、和文論文要旨または英文等論文要旨の提出を免除することができる。

(資料等の提出)

第20条 研究科長は、博士論文の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、別に資料等を提出させることができる。

(博士論文の受理および審査の委嘱)

第21条 第19条第1号により、博士学位の申請があったときは、研究科長は、研究科委員

会の議を経てこれを受理する。

- 2 第19条第2号により、博士学位の申請があったときは、学長は、その学位の専攻分野に対応する研究科委員会の議を経てこれを受理し、その研究科委員会に学位授与の審査を委嘱する。

(博士論文および学位審査手数料の返付)

第22条 受理した博士論文および学位審査手数料は、返付しない。

(博士論文の審査および最終試験または学力の確認)

第23条 博士論文の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

- 2 第18条第2項に該当する者の博士論文の審査および学力の確認は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

- 3 審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員3人以上によって組織し、うち1人を主査とする。

- 4 前項に定める審査委員会には、当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる。

- 5 最終試験は、博士論文に関連ある分野について試問を行う。

(学力の確認)

第24条 前条第2項に規定する学力の確認は、博士論文に関連ある分野について試問(外国語についての試問を含む。)を行う。

- 2 前項の外国語については、研究科委員会が種類を定める。

(学力の確認の免除)

第25条 研究科委員会が、業績、経歴等により学力の確認を行い得ると認めるときは、試問の全部または一部を免除することができる。

- 2 本学大学院博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程に所定の年限在学し、大学院学則第32条または第35条に規定する修了要件を満たした者が再入学しないで第18条第2項による博士学位を申請したときは、標準修業年限の末日の翌日から起算して3年以内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員会における審査の期間)

第26条 審査委員会における審査は、申請書を受理してから1年以内に終了しなければならない。

(博士学位の授与の審査)

第27条 審査委員会は、審査が終了したときは、様式第3(6)に定める論文等審査報告書により、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、博士学位の授与のための審査を行う。

3 博士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得なければならない。

4 前2項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

5 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得なければならない。

（学長への報告）

第28条 研究科委員会において博士学位の授与を議決したときは、研究科長は、論文等審査報告書により、学長に報告しなければならない。

（大学院学位委員会の審議）

第29条 学長は、前条の論文等審査報告書を大学院学位委員会の議に付さなければならない。

2 前項の議決は、大学院学位委員会の構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第5章 専門職学位

（専門職学位の授与）

第30条 専門職学位の授与は、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

（専門職学位の授与の要件）

第31条 専門職学位は、大学院学則第42条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

（専門職学位の授与の審査）

第32条 専門職学位授与の議決は、構成員の過半数が出席する教授会において、その過半数の賛成を得なければならない。

2 前項の定めにかかわらず、研究科教授会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、教授会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を得なければならない。

(学長への報告)

第33条 研究科教授会において専門職学位の授与を議決したときは、研究科長は、様式第3(2)から様式第3(4)までに定める合格判定報告書により、学長および大学院学位委員会に報告するものとする。

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第34条 大学は、博士学位を授与した日から3月以内に、博士学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第35条 博士学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、博士学位の授与に係る論文の全文を本大学所定のリポジトリの利用により公表するものとする。ただし、博士学位を授与される前にインターネットの利用により既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、博士学位を授与された者は、やむをえない事情がある場合には、本大学の承認を受けて、博士学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 前2項の規定により博士学位の授与に係る論文を公表するときは、立命館大学審査博士論文である旨を明記しなければならない。

第7章 学位の授与の証明

(学位の授与の証明)

第36条 学長は、様式第1(1)から様式第1(5)までに定める様式により学位記を授与して、学位の授与を証明する。

第8章 学位の授与の取消

(学位の授与の取消し)

第37条 学士、修士、博士または専門職学位の学位授与を受けた者で不正の方法によった事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士にあっては教授会、修士、博士または専門職学位にあっては研究科委員会および大学院学位委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消すことがある。

- 2 前項の議決は、構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 3 学長は、第1項の決定があったときは、その旨を公表する。
- 4 学位授与を取り消された者は、学位記を返付しなければならない。

第9章 雑則

(修士論文等および博士論文の保管)

第38条 修士論文等および博士論文は、別に定めるところにより、本大学に保管する。

(記録の保管)

第39条 学長は、修士学位および博士学位を授与したときは、様式第3(5)および様式第3(6)に定める論文等審査報告書に必要な事項を記録し、これを保管するものとする。

(報告)

第40条 学長は、博士学位を授与したときは、授与したときから3月以内に、様式第3(7)に定める学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(規程の改廃)

第41条 この規程の改廃は、大学協議会が行う。

附 則

本規程は、昭和28年11月1日よりこれを施行する。

附 則 (省令第13号の学位規則改正に伴う改正)

この規程は、昭和37年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年10月11日学則改正に伴う改正)

この規程は、昭和44年10月1日から適用する。

附 則 (昭和48年6月16日社会学研究科設置に伴う改正)

この規程は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、本規程第5条第2号に規定する博士の学位の授与は、法学博士、経済学博士および文学博士を除いて同条第1号に規定する博士の学位が授与されたあとにおいて取扱うものとする。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年7月9日学位審査手数料改訂にともなう別表第1の改正)

この規程は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（1981年3月27日大学院設置基準「昭和49年文部省令第28号」および学位規則の一部を改正する省令「昭和49年文部省令第29号」が1975年4月1日から施行されたことに伴う改正）

この規程は、1981年2月1日から適用する。

附 則（1981年12月12日学位授与申請書添付書類の変更および学位授与者の職名変更に伴う改正）

この規程は、1982年1月1日から施行する。

附 則（1989年6月10日大学院改革に伴う学位授与基準の変更）

この規程は、1989年4月1日から適用する。

附 則（1991年7月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）

この規程は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1991年11月30日国際関係研究科設置に伴う変更）

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1991年10月25日理事会議案第32号及び1992年3月19日文部省認可による国際関係研究科修士課程国際関係学専攻設置に伴う学則変更による変更、1989年12月22日経済学研究科カリキュラムの一部変更による学則変更、及び1990年9月28日経営学研究科履修規定の一部変更による学則変更に伴う変更）

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年12月25日学位論文審査委員に関する規程の明文化に伴う改定）

この規程は、1992年12月1日から施行する。

附 則（1994年3月16日文部大臣認可による国際関係研究科博士課程新設等に伴う改定）

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1996年3月22日条文の全面整備および修士論文審査委員数の弾力化等に伴う改正）

この規程は、1996年2月1日から適用する。

附 則（1996年12月19日文部大臣認可政策科学研究科政策科学専攻修士課程設置にともなう改正）

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1997年1月24日別表2の課程博士学位記様式の統一にともなう変更）

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1998年1月16日別表2の学士学位記様式の一部変更にとまなう改正）

この規程は、1998年2月1日から施行する。なお、第二部の表記は1994年度・1995年度第二部入学者に適用し、夜間主の表記は1996年度以降夜間主コース入学者に適用する。

附 則（1998年12月22日文部大臣承認による政策科学研究科政策科学専攻博士課程後期課程設置にとまなう改正）

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月10日別表第2の学士の学位記の様式の一部変更に伴う改正）

この規程は、2000年3月15日から施行する。

本規程別表第2の規定にかかわらず、第二部および夜間主コース入学者の記載については次のとおりとする。

入学年度	学部・学科名	卒業証書・学位記表示名	備考
1994、1995年度入学者（第二部）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 文学部人文学科	法学部第二部法学科 経済学部第二部経済学科 経営学部第二部経営学科 文学部第二部人文学科	94二部改革実施
1996年度～1998年度入学者（夜間主コース）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科	法学部夜間主法学科 経済学部夜間主経済学科 経営学部夜間経営学科 文学部夜間主哲学科 文学部夜間主文学科 文学部夜間主史学科	昼夜開講制導入にとまなう名称変更
1999年度以降入学者（夜間主コース）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 産業社会学部産業社会学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科 文学部地理学科	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 産業社会学部産業社会学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科 文学部地理学科	99夜間主コース抜本改革実施

附 則（2000年5月12日 文部大臣認可による応用人間科学研究科設置にともなう改正）

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年7月13日 第19条第1号による博士の学位授与申請書の変更に伴う改正）

附 則（2001年7月13日 理工学研究科フロンティア理工学専攻博士課程設置に伴う改正）

附 則（2001年7月13日 文部省の名称変更に伴う改正）

この規程は、2001年7月13日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則（2002年12月19日 文部科学大臣認可による先端総合学術研究科、および言語教育情報研究科設置にともなう改正）

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年5月9日 法科大学院設置認可に伴う改正）

本規程は2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年1月30日 博士課程後期課程および一貫制博士課程の在学期間延長および再入学の取扱いの変更に伴う改正）

この規程は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2005年1月14日 テクノロジー・マネジメント研究科設置、学位審査方法の整理、学位記の様式追加に伴う改正）

この規程は2005年1月14日より施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正は、2005年度入学者より適用する。

附 則（経営管理研究科設置ならびに学位記の様式変更および追加に伴う改正）

この規程は2005年5月27日から施行する。ただし、第1条ないし第3条、第29条の2、第29条の3、第30条および別表第2〔1〕第5号ロについては、2006年4月1日から適用する。

附 則（2005年7月8日 テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程設置に伴う改正）

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月23日 公務研究科公共政策専攻設置に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年4月28日 映像学部映像学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年7月14日課程博士学位授与状況改善に向けた各種制度整備および英語版の学位記様式追加に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2006年7月14日から施行する。
- 2 改正後の学位審査手数料の規定は、2006年度の博士課程在学者から適用し、2006年3月31日以前に満期退学した者で、標準修業年限の末日の翌日から起算して3年以内の期間に申請する場合は、従前の例による。

附 則（2007年3月23日 修士課程の修了要件の見直しに伴う学則変更をふまえた一部改正および改廃手続の変更に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月26日 薬学部薬学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年6月20日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年6月20日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2009年3月25日学位授与記録簿の見直しに伴う改正）

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2010年3月5日スポーツ健康科学部およびスポーツ健康科学研究科の設置に伴う学位の専攻分野名の追加ならびに博士学位授与申請時の提出物の変更等に伴う改正）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2011年1月14日専攻分野名の表記の変更、審査委員会の構成の整理等ともなう一部改正）

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3号に定める、政策科学研究科政策科学専攻の英文学位名称は、2009年9月以降の入学者に適用する。

附 則（2012年3月2日学則の変更、大学院学則の全部変更、総合理工学院の解消、大学院学位委員会への改称、理工学部の学科および理工学研究科の再編、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置ならびに経営学研究科の修士の学位およびテクノロジー・マネジメント研究科の博士の学位の英文学位名称の変更等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号および第3号は、経営学研究科博士課程前期課程およびテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程に2011年3月31日に在籍する者については、なお従前の例とする。

附 則 (2013年6月14日学位規則の改正、学位審議委員会の設置、修士学位の審議機関の変更および条文整理等に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2013年6月14日から施行し、2013年4月1日から適用する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第34条および第35条は、2013年3月31日以前に博士学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則 (2013年3月8日 文学研究科行動文化情報学専攻博士課程前期課程および博士課程後期課程ならびに薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の設置に伴う一部改正)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2014年1月24日 別表学位記の様式一部修正および追加に伴う一部改正)

この規程は、2014年1月24日から施行する。

附 則 (2014年3月7日 英文学位名称の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2014年3月28日 会計修士(専門職)の廃止に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (2014年5月16日 薬学部創薬科学科設置に伴う一部改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2014年10月10日 国際関係研究科 修士学位の英文学位名称の変更に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第3条第2号は、国際関係研究科博士課程前期課程に2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年7月10日 総合心理学部設置に伴う一部改正)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則 (2016年2月19日 経済学部国際経済学科の募集停止、情報理工学部の学科再編、教職研究科の設置等に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、改正後の第3条第1号は、経済学部国際経済学科または情報理工学部に2017年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年11月10日 理工学部の学科再編、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科、食マネジメント学部および人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止、博士学位授与申請書類の変更等に伴う一部改正）

1 この規程は、2018年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、改正後の第3条第1号は理工学部都市システム工学科または環境システム工学科に2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

3 第1項にかかわらず、改正後の第3条第2号は、応用人間科学研究科または公務研究科に2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2018年7月20日 授与申請および様式第1(3)、様式第2(3)の変更に伴う一部改正）

この規程は、2018年7月20日から施行する。

附 則（2019年1月25日 グローバル教養学部の設置および別表学位記の様式の追加等に伴う一部改正）

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表第1 学位審査手数料（第19条関連）

学位授与申請者の内訳		手数料
第18条第1項によるもの	博士課程在学者	0円
第18条第2項によるもの	本法人の設置する学校の専任教職員	100,000円
	上記以外の者	200,000円

様式第1 学位記の様式(第36条関連)

(1) 学士の学位記の様式

イ 日本語様式

*1○○○○○
卒 業 証 書 ・ 学 位 記
館印
氏 名
(西暦) 年 月 日生
本学○○学部○○学科(*2)所定の課程を修めたので卒業したことを認め学士(○○学)の学位を授与する
(西暦) 年 月 日
立命館大学○○学部長 印
立 命 館 大 学 長 印

*1には学生証番号を表記する。

*2には、学部・学科以外のその他の名称を記述する。

ロ 日英二言語様式

*1○○○○

Ritsumeikan University

卒業証書・学位記

学生氏名日本語表記

学生氏名英語表記

Born on Month Day, Year

立命館大学○○学部○○学科の所定の課程を修めたので
卒業したことを認め学士(○○○学)の学位を授与する

is hereby granted the degree of

Bachelor of ○○○○○

having fulfilled the conditions prescribed

by the College of ○○○○○

Month Day Year

○○○学部長

○○○○○○

立命館大学学長

○○○○○○

Dean, College of ○○○○

印 英文サイン

President

印 英文サイン

*1には学生証番号を表記する。

ハ アメリカン大学・立命館大学国際連携学科様式

The American University - Ritsumeikan University
Joint Degree Program
アメリカン大学・立命館大学 国際連携学科

学生氏名英語表記

is hereby granted the degree of
Bachelor of Arts in Global International Relations
having fulfilled the conditions jointly prescribed by

The American University

Incorporated by Act of Congress of the United States of America 1893
By authority of the Board of Trustees and on the recommendation of the Faculty
of the School of International Service

With all rights, privileges, responsibilities, and honors thereto,
in witness whereof the Seal of the University and the
signatures of duly authorized officers are affixed to this diploma

and

Ritsumeikan University
on the Recommendation of the College of International Relations

アメリカン大学と立命館大学国際関係学部が共同で定めた
アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の所定の課程を修めたので
卒業したことを認め学士(グローバル国際関係学)の学位を授与する

(Date of Graduation)

Chairman of the Board of Trustees アメリカン大学理事 会理事長 英文氏名 (英文サイン)	American University President アメリカン大学長 英文氏名 (英文サイン)	Dean of the College of International Relations 立命館大学国際関 係学部長 英文氏名 (英文サイン) 漢字氏名 印	Ritsumeikan University President 立命館大学長 英文氏名 (英文サイン) 漢字氏名 印
--	---	---	--

(2) 修士の学位記の様式

イ 博士課程前期課程または修士課程を修了した者に授与する学位記の日本語様式

*3○○○○○
学 位 記
氏名 (西暦) 年 月 日生
立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の修士課程において所定の課程を修了 したので修士(○○ 立命館大学)の学位を授与する
(西暦) 年 月 日 立命館大学長 ○○ ○○

ロ 博士課程前期課程または修士課程を修了した者に授与する学位記の英語様式

○○○○*3
Ritsumeikan University (氏名)
born on (生年月日)
is hereby granted the degree of (学位名)
in recognition of the successful completion of all requirements for the major in (専攻名) at the Graduate School of (研究科名) at Ritsumeikan University
(修了年月日) (英文サイン) (学長名) President, Ritsumeikan University

*3には学生証番号を表記する。

ハ 一貫制博士課程を退学し、修士の学位を得る者に授与する学位記の様式

*4○○○○○

学 位 記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻において修士課程の修了に相当する要件を
満たしたので修士(○○ 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

立命館大学長 ○○ ○○

*4には学生証番号を表記する。

(3) 博士の学位記の様式

イ 第18条第1項に定める博士の学位記の様式

(イ) 「産学融合によりアクティブライフ社会を創出する人材育成」プログラムを修了した者を除く学位記様式

*1	学位記	Ritsumeikan University Kyoto, Japan	*2
	氏名		
	生年月日(西暦)	On the Recommendation of The Faculty of The Graduate School of 研究科名 Ritsumeikan University hereby confers upon 氏名 who has honorably fulfilled all the Requirements prescribed by the University the Degree of 学位名 with all the Rights and Privileges pertaining thereto. Awarded at Ritsumeikan University 授与年月日(西暦)	
	立命館大学大学院(研究科名)研究科(専攻名)専攻の博士課程 において学位論文を提出し所定の審査および最終試験に合格 したので博士(学位名 立命館大学)の学位を授与する		
	授与年月日(西暦)	学長サイン 学長氏名 President, Ritsumeikan University	
	立命館大学長 学長氏名 印		

*1には学位授与番号を表記する(博甲第〇〇〇〇号)

*2には学位授与番号を表記する(D-A-〇〇〇〇) *1と同じ番号

(ロ) 「産学融合によりアクティブライフ社会を超創する人財育成」プログラムを修了した者の学位記様式

*1	学位記	*2
	氏名	Ritsumeikan University
	生年月日(西暦)	Kyoto Japan
		On the Recommendation of
		The Faculty of The Graduate School of 研究科名
		Ritsumeikan University hereby confers upon
		氏名
		who has honorably fulfilled
		all the Requirements prescribed by the University
		the Degree of
		学位名
		with all the Rights and Privileges pertaining thereto.
		Awarded at Ritsumeikan University
		With the additional successful completion of
		"Premier Leadership Ph. D. Program to Innovate Active Life Society: Advanced Industry-Academia Collaboration"
		授与年月日(西暦)
		学長サイン
		学長氏名
		President Ritsumeikan University

立命館大学大学院(研究科名)研究科(専攻名)専攻の博士課程において学位論文を提出し所定の審査および最終試験に合格したので博士(学位名 立命館大学)の学位を授与する
特記「産学融合によりアクティブライフ社会を超創する人財育成」プログラム修了

授与年月日(西暦)
立命館大学長 学長氏名 印

*1には学位授与番号を表記する(博甲第〇〇〇〇号)

*2には学位授与番号を表記する(D-A-〇〇〇〇) *1と同じ番号

ロ 第18条第2項に定める博士の学位記の様式

*1	*2
学位記	Ritsumeikan University Kyoto, Japan
氏名	
生年月日(西暦)	On the Recommendation of The Faculty of The Graduate School of 研究科名 Ritsumeikan University hereby confers upon 氏名 who has honorably fulfilled all the Requirements prescribed by the University the Degree of 学位名 with all the Rights and Privileges pertaining thereto. Awarded at Ritsumeikan University 授与年月日(西暦)
立命館大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格 したので博士(学位名 立命館大学)の学位を授与する	
授与年月日(西暦)	
立命館大学長 学長氏名 印	学長サイン 学長氏名 President, Ritsumeikan University

*1には学位授与番号を表記する(博乙第〇〇〇〇号)

*2には学位授与番号を表記する(D-B-〇〇〇〇) *1と同じ番号

(4) 専門職学位の学位記の様式
イ 法務博士の学位記の様式

*5○○○○○

学 位 記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院法務研究科法曹養成専攻において所定の課程を修了したので法務
博士(専門職 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

立命館大学長 ○○ ○○

*5には学生証番号を表記する。

ロ ○○修士の学位記の様式

*6○○○○○

学 位 記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定の課程を修
了したので○○修士(専門職 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

立命館大学長 ○○ ○○

*6には学生証番号を表記する。

様式第2 学位授与申請に関する書類

(1) 修士の学位授与申請書の様式(第10条関連)

立命館大学

学 位 授 与 申 請 書	
(西暦) 年 月 日	
立命館大学大学院 学研究科長 殿	学研究科 専攻 氏 名 ㊦
立命館大学学位規程により修士()の学位の授与をうけたく学位論文または 特定の課題についての研究成果2部を添えて申請いたします。	
論 文 目 録	
主 論 文 題 名	
参 考 論 文 題 名	

(2) 博士の学位授与申請書の様式(第19条第1号関連)

立命館大学

学 位 授 与 申 請 書	
(西暦) 年 月 日	
立命館大学大学院 学研究科長 殿	学研究科 専攻 氏 名 ㊟
立命館大学学位規程により博士()の学位の授与をうけたく学位論文 部に 下記書類を添えて申請いたします。	
記	
1 論文目録	部
2 履 歴 書	部
3 主論文要旨	各 部
和文および(原則として)英文 主論文要旨の記録媒体	

(3) 博士の学位授与申請の様式(第19条第2号関連)

立命館大学

学 位 授 与 申 請 書

(西暦) 年 月 日

立命館大学長

殿

住 所

氏 名



立命館大学学位規程により博士()の学位の授与を受けたく学位論文 部に
下記書類および学位審査手数料を添えて申請いたします。

記

- 1 論 文 目 録 部
- 2 住民票の写し 部
- 3 履 歴 書 部
- 4 写 真 葉
- 5 主論文要旨
和文および(原則として)英文 各 部
主論文要旨の記録媒体

(4) 論文目録の様式(第19条第1号および第2号関連)

論 文 目 録

立命館大学

報告番号	第 号	氏 名	
主論文			
	題 名		冊数
	()
副論文			
	題 名		冊数
	()
参考論文			
	題 名		冊数
	()
	題 名		冊数
	()

(註)既に印刷公表したものについては、その方法および年月日、未公表のものについては、公表の方法および時期を()内に記入すること。

様式第3 その他関係書類の様式

(1) 合格判定報告書の様式(第16条ただし書関連)

<p style="margin: 0;">合格判定報告書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">(西暦) 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">立命館大学長</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">学研究科長 ㊟</p> <p style="margin: 0;">下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、修士の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">専攻</th> <th style="width: 5%;">回生</th> <th style="width: 15%;">氏名 (生年月日)</th> <th style="width: 15%;">学位の種類</th> <th style="width: 10%;">論文 題名</th> <th style="width: 10%;">審査 委員</th> <th style="width: 10%;">〔○印〕 〔主査〕</th> <th style="width: 10%;">論文以外の 修了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td>()</td><td>修士(学)</td><td> </td><td>○</td><td> </td><td>済・未</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>()</td><td>修士(学)</td><td> </td><td>○</td><td> </td><td>済・未</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>()</td><td>修士(学)</td><td> </td><td>○</td><td> </td><td>済・未</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>()</td><td>修士(学)</td><td> </td><td>○</td><td> </td><td>済・未</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>()</td><td>修士(学)</td><td> </td><td>○</td><td> </td><td>済・未</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>()</td><td>修士(学)</td><td> </td><td>○</td><td> </td><td>済・未</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>()</td><td>修士(学)</td><td> </td><td>○</td><td> </td><td>済・未</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>()</td><td>修士(学)</td><td> </td><td>○</td><td> </td><td>済・未</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>()</td><td>修士(学)</td><td> </td><td>○</td><td> </td><td>済・未</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>()</td><td>修士(学)</td><td> </td><td>○</td><td> </td><td>済・未</td></tr> </tbody> </table>							専攻	回生	氏名 (生年月日)	学位の種類	論文 題名	審査 委員	〔○印〕 〔主査〕	論文以外の 修了要件			()	修士(学)		○		済・未			()	修士(学)		○		済・未			()	修士(学)		○		済・未			()	修士(学)		○		済・未			()	修士(学)		○		済・未			()	修士(学)		○		済・未			()	修士(学)		○		済・未			()	修士(学)		○		済・未			()	修士(学)		○		済・未			()	修士(学)		○		済・未
専攻	回生	氏名 (生年月日)	学位の種類	論文 題名	審査 委員	〔○印〕 〔主査〕	論文以外の 修了要件																																																																																							
		()	修士(学)		○		済・未																																																																																							
		()	修士(学)		○		済・未																																																																																							
		()	修士(学)		○		済・未																																																																																							
		()	修士(学)		○		済・未																																																																																							
		()	修士(学)		○		済・未																																																																																							
		()	修士(学)		○		済・未																																																																																							
		()	修士(学)		○		済・未																																																																																							
		()	修士(学)		○		済・未																																																																																							
		()	修士(学)		○		済・未																																																																																							
		()	修士(学)		○		済・未																																																																																							

(2) 合格判定報告書の様式(法務研究科)(第33条関連)

合 格 判 定 報 告 書					
(西暦) 年 月 日					
立命館大学長					
殿					
法務研究科長 ○○ ○○ ㊟					
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、法務博士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。					
記					
専攻	回生	氏 名	生 年 月 日	学 位 の 種 類	区 分
法曹養成	3	○○ ○○	1900年4月1日	法務博士(専門職)	法学未修者
法曹養成	2	○○ ○○	1901年4月1日	法務博士(専門職)	法学既修者

(3) 合格判定報告書の様式(経営管理研究科)(第33条関連)

合 格 判 定 報 告 書				
(西暦) 年 月 日				
立命館大学長				
殿				
経営管理研究科長 ○○ ○○ 印				
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、経営修士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。				
記				
専攻	回生	氏 名 (生年月日)	学位の種類	修 了 要 件
経営 管理		氏 名 ()	経営修士 (専門職)	済・未

(4) 合格判定報告書の様式(教職研究科)(第33条関連)

合格判定報告書				
(西暦) 年 月 日				
立命館大学長				
殿				
教職研究科長 ○○ ○○ ㊟				
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、教職修士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。				
記				
専攻	回生	氏名	生年月日	学位の種類
実践教育				教職修士(専門職)
実践教育				教職修士(専門職)
実践教育				教職修士(専門職)

(5) 修士の論文等審査報告書の様式(第39条関連)

論文等審査報告書(修士)

_____学研究科

氏名・生年月日				(西暦) 年 月 日生
入 学 年 度	(西暦) 年4月入学			
学 位 の 種 類	修士(学)	授与年月日	(西暦) 年 月 日	
学 位 論 文 等 の 題 名				
審 査 委 員	(主査)			
論 文 等 の 審 査 の 結 果 の 要 旨				
試 験 結 果 の 要 旨				

(6) 博士の論文等審査報告書の様式(第39条関連)

論文等審査報告書(博士)			
			_____研究科
氏名・生年月日		(西暦) 年 月 日生	
最終卒業学校名	(西暦) 年 月	卒業 修了 中退	修了見込 単位取得退学 満期退学
学位の種類	博士(学)	授与年月日	(西暦) 年 月 日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第 項該当者 [学位規則 第4条第 項]		
学位論文の題名			
審査委員	(主査)		
論文内容の要旨			
論文審査の結果の要旨			
試験または学力確認の結果の要旨			

(7) 学位授与報告書の様式(第40条関連)

学 位 (博 士) 授 与 報 告 書

立命館大学大学院

報 告 番 号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授 与 年 月 日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研 究 科 (専攻)名	修了(中退)年 月 日				
甲 第 号	博士()				都道府県							
乙 第 号	博士()				都道府県							
甲 第 号	博士()				都道府県							
乙 第 号	博士()				都道府県							
甲 第 号	博士()				都道府県							
乙 第 号	博士()				都道府県							
甲 第 号	博士()				都道府県							
乙 第 号	博士()				都道府県							

- 様式第1 学位記の様式（第36条関連）
- 様式第2 学位授与申請に関する書類
- 様式第3 その他関係書類の様式

○立命館大学研究倫理指針

2007年3月15日

例規第154号

人文・社会・自然の諸科学の研究は、先端化、高度化、多様化などが進展する歴史とともに歩んできた。伝統的な学問領域における真理の探究のみならず、領域の融合や新たな領域の創造が絶え間なく繰り広げられている。立命館大学は、諸科学がおかれた激動の環境の中で、大学の学術研究における従来の慣行や仕組みに固執することなく、真理を探究し、文化を創造、伝承し、人類の福祉と社会の進歩に貢献するという、学問研究に内在する使命を果たしていくことを宣言する。

大学における研究は、学問的良心にもとづき自由に行われる活動であるが、そのような研究の自由を保証し、本大学および本大学の研究者が自律的に社会への責任を果たしていく上で、倫理観を共有することは極めて重要であり、研究の対象となる個人や組織、そして研究者自身をも、研究プロセスにおける侵害行為などから保護する観点と具体的な仕組みが不可欠となる。

本大学の学術研究が適正かつ円滑に遂行され、持続的に社会からの信頼を得ることを目的とし、本大学において研究に携わる者が常に自覚し、遵守すべき規範として研究倫理指針を定める。

1 立命館大学の学術研究

- (1) 本大学は、人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由にもとづき真理の探求と人類の諸課題の解明に邁進し、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献する。
- (2) 本大学は、個々の研究者の自由で独創的な知的関心にもとづく基盤的な研究実践と、大学として重点を置く政策的重点研究とともに重視し、特色ある世界水準の研究拠点形成に取り組む。
- (3) 本大学は、研究活動の国際化、研究成果の国内外への発信を推進するとともに、海外の研究機関等との連携に努め、学術研究の国際的拠点となることを目指す。
- (4) 本大学は、研究活動を通じて、人類の福祉と社会の進歩、世界の平和、ならびに地域社会に貢献するように努める。
- (5) 本大学は、研究と教育の融合した機能を高め、正義と倫理をもった地球市民として

活躍できる人間の育成に努める。

- (6) 本大学は、海外の個人や組織、国・地方公共団体、民間企業、市民社会組織等の機関との連携に努め、研究教育の交流を積極的に推進する。学外交流にあたっては、立命館大学学外交流倫理基準および立命館大学利益相反マネジメント・ポリシーを遵守する。

2 研究者の責務および行動規範

「研究者」は、本大学において研究に携わる教職員、本大学で研究活動に従事する学部・大学院学生および客員協力研究員等を総称する。

(1) 基本的事項

- ① 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従って、誠実に行動する。
- ② 研究者は、当該研究において人間の尊厳と基本的人権を尊重し、社会の理解を得られるように努める。
- ③ 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、指針等および本大学の諸規程を遵守する。
- ④ 研究者は、自らの専門知識や能力の維持向上に努め、常に一段高い水準を目指して研鑽する。
- ⑤ 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、他の国・地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努める。また、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重する。
- ⑥ 研究者は、学部・大学院学生が研究活動に加わる場合、学生が不利益を被らないように配慮する。
- ⑦ 研究者は、協働して研究に従事する人々の安全や環境に対して、責任ある取り組みを行う。「障害」や性別、国籍などによる差別やハラスメントの無い良好な人間関係を築くよう努める。ハラスメントに関する事項は、別に定めるガイドラインにもとづき対応する。
- ⑧ 研究者は、学外機関との研究交流にあたり、立命館大学学外交流倫理基準に則り、自主・民主・公開・平和利用の4つの原則にもとづき行動する。
- ⑨ 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、利益相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
- ⑩ 研究者は、研究活動の過程において、本指針の趣旨に則り誠実に行動する。不正な行為は行わず、また加担しない。

(2) 研究課題・計画の立案

- ① 研究者は、可能な限り明瞭な形で提示できる研究課題・計画を立案する。
- ② 研究者は、研究課題・計画の立案にあたっては、過去に行われた研究業績等を十分に把握した上で、研究の独創性や新規性を誠実に確認する。
- ③ 研究者は、研究遂行中において、その進捗状況の自己点検を行い、適切な経過報告ができるように努める。
- ④ 研究者は、研究遂行中であっても、当該研究が人間、社会および環境に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、その研究を継続するか否かを慎重に検討する。

(3) インフォームド・コンセント

- ① 研究者は、研究の対象や研究協力者に対しては法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護する。
- ② 研究者が、人の行動、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して当該研究の目的・意義、収集方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得るものとする。
- ③ 研究者は、予見し得る提供者への危険性を可能な限り排除するよう努める。
- ④ 研究者が組織、団体等からの情報・データの提供を受ける場合についても同様とする。

(4) 資料・データ等の収集および管理

- ① 研究者は、当該研究に関わる資料・データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により行う。
- ② 研究者は、当該研究のために収集または作成した資料・データ等の関連する研究記録は適切に保管し、事後の検証が行えるよう必要な期間保存するものとする。

(5) 個人情報の保護

- ① 研究者は、個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じる。
- ② 研究者は、当該研究に関わって収集した資料・データ等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。
- ③ 研究者は、個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応する。

(6) 研究機器・薬品等の安全管理

- ① 研究者は、研究実験において研究装置・機器および薬品・材料等を用いるときには、

関係法令、本大学諸規程等を遵守し、その安全管理に努める。

- ② 研究者は、研究実験の過程で生じた残渣物、廃棄物および使用済みの薬品・材料等について、責任を持ってその最終処理を行う。

(7) 研究費の適正な執行

- ① 研究者は、研究費の資金源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、企業等からの寄付金等によって賄われていることを常に認識し、研究費の適正な執行に努める。
- ② 研究者は、交付された研究費を当該研究目的のみに使用する。
- ③ 研究者は、研究費の執行にあたっては、関係法令、本大学の経理規程および当該研究費の執行基準等を遵守する。

(8) 研究成果の発信

- ① 研究者は、関係者の権利保護や産業財産権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、すべての研究成果を、正しく社会に報告・還元する権利と義務を有する。
- ② 研究者は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害しない。
- ③ 研究者は、研究の遂行および成果の発表においては、捏造（存在しないデータの作成）、改ざん（データの変造、偽造）、盗用（他人のアイデア、データや研究成果を適切な引用なしで使用）等の不正な行為はしない。
- ④ 研究者は、研究成果の発表にあたり、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者とする。

(9) 他者の業績評価

- ① 研究者が、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価に関わるときは、評価に恣意的な観点を混入することなく、評価基準や審査要綱等に従って適切な評価を行う。
- ② 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を他に漏らしたり、不正に利用しない。

3 立命館大学の責務

(1) 研究環境の整備と倫理教育

- ① 本大学は、すべての研究者が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者の成長と、適性に応じた力量形成に配慮する。
- ② 本大学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発および倫理教育を

実施する。

- ③ 本大学は、研究者が研究倫理指針を遵守して誠実に行動するよう周知する。
- ④ 本大学は、研究の実施、研究費の執行にあたっては、関係法令や本大学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、不正行為が起らないよう必要な措置を講じる。
- ⑤ 本大学は、研究者が、利益相反あるいは研究活動に対する不当と思われる侵害など、紛争的な事象が生じた場合は、その解決にむけて必要な措置を講じる。

(2) 研究倫理委員会の設置

- ① 本大学は、本指針の適正な運用を促進するとともに、研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、あるいは研究者自身が直面する侵害行為などについて対応するため、立命館大学研究倫理委員会を設置する。
- ② 立命館大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、立命館大学研究倫理委員会規程に定める。

(3) 研究倫理指針に反する行為等への対応

- ① 研究者に本指針に反する行為等が発見された場合、学長は事実関係を調査し、事実が確認されたときは必要な措置を行う。ただし、学長が必要と判断したときは、立命館大学研究倫理委員会規程の定めにより調査委員会を設置して調査を行う。
- ② 本大学は、研究活動における不正行為等に関する通報があった場合は、学校法人立命館通報取扱規程にもとづき対応する。
- ③ 公的研究費の管理および監査に関する必要な事項は、立命館大学における公的研究費の管理に関する規程による。
- ④ 研究活動における捏造、改ざんまたは盗用への対応に関する必要な事項は、立命館大学研究活動不正行為防止規程による。

以上

附 則（2010年11月10日学校法人立命館通報処理規程の制定等に伴う一部改正）

この指針は、2010年11月10日から施行する。

附 則（2015年3月25日立命館大学における公的研究費の管理に関する規程の制定等に伴う一部改正）

この指針は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2018年9月5日学校法人立命館通報処理規程の全部改正に伴う一部改正）

この指針は、2018年10月1日から施行する。

○立命館大学における人を対象とする研究倫理指針

2009年3月25日

例規第178号

(目的)

第1条 この指針は、立命館大学研究倫理指針に定める研究のうち、人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動および態度について、倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を定める。

(研究の基本)

第2条 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、個人の生命、尊厳および基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的もしくは精神的負担または苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(定義)

第3条 この指針において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「人を対象とする研究」とは、臨床・臨地人文社会科学の調査および実験をいい、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する作業を含む。
- (2) 「個人の情報またはデータ等」とは、個人または集団の特性としての思想、心情、身体、行動および環境等に関する情報またはデータのことをいう。
- (3) 「研究者」とは、本学の教員のほか、本学で研究活動に従事する学部生、大学院生および研究員等を含む。
- (4) 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報またはデータ等を提供し、研究対象となる者をいう。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者が、個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合は、研究者は、研究対象者に対して研究目的、研究計画および研究成果の発表方法等について研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合、研究対象者に対し何らかの身体的もしくは精神的負担または苦痛を伴うことが予見されるとき、その予見される状況を研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報またはデータ等を収集・採取するときは、予め研究対象者の同意を得ることを原則とする。

2 「研究対象者の同意」には、個人の情報またはデータ等の取扱いおよび発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく研究実施期間においていつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利および当該個人の情報またはデータ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

4 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

5 研究対象者からの同意は、原則として文書により行い、研究者は、その記録を作成の日から起算して最低5年間保管しなければならない。

6 研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報またはデータ等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託し、個人の情報もしくはデータ等を収集または採取する場合は、この指針の趣旨に則った契約を交わして行なわなければならない。

(授業等における収集・採取)

第7条 研究者が、授業、演習、実技、実験および実習等の教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合は、事前に文書により受講生の同意を得なければならない。

(研究計画等の審査)

第8条 人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）は、研究者からの申請に基づき、研究計画等の審査を開始する。

2 委員会は、研究の実施計画および出版公表計画等（以下「研究計画等」という。）の審査を別に定める手続に従い行なう。

(改廃)

第9条 この指針の改廃は、立命館大学研究倫理委員会の議を経て、常任理事会において決定する。

附 則

この指針は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2016年3月16日委員会の変更に伴う一部改正）

この指針は、2016年4月1日から施行する。

○大学教員定年規則

昭和34年2月27日

規程第62号

第1条 大学教員の定年は、教授については満65歳とする。教授以外の教員については満60歳とする。

第2条 大学教員が定年に達したときは、その学年末に退職するものとする。

第3条 前2条にかかわらず、総長（学長）および副総長（副学長）の職にある者は、その在任中、教授に任用する。

第4条 この規程の改廃は、各教授会、大学協議会、常任理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規則は、昭和34年3月1日から施行する。

附 則（1985年4月26日付第3条の改正並びに第4条及び附則第1項から第5項までの削除）

1 第3条による任用は、該当の学部教授会及び大学協議会の議を経て行なうものとする。

2 この規則は、1985年4月1日から適用する。

附 則（2000年3月8日副総長（副学長）職追加に伴う改正）

この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月26日改廃規定新設にともなう一部改正）

この規則は、2004年3月26日から施行する。

附 則（2008年7月11日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年7月11日から施行し、2008年4月1日から適用する。

○立命館大学特別任用教員規程

1993年11月26日

規程第277号

(趣旨)

第1条 この規程は、特別任用教員に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 特別任用教員は、本大学を定年退職した教授のうち、高度な教育の能力と実績を有する者を、主として授業を担当する目的で任用する有期雇用教員をいう。

(職位)

第3条 特別任用教員の職位は、教授とする。

(所属)

第4条 特別任用教員は、大学院独自の教員組織を整備した研究科（以下「独立研究科」という。）または定年退職時の学部もしくは教育機構に所属する。

(職務)

第5条 特別任用教員は、主として所属組織の教育に従事する。ただし、原則として大学運営には加わらない。

2 特別任用教員の職務は、その所属により次の2つに区分する。

(1) 学部または機構に所属する者（以下「特別任用教員A」という。）は、主として学部教育にあたる。

(2) 独立研究科に所属する者（以下「特別任用教員B」という。）は、主として大学院教育にあたる。

3 特別任用教員の責任時間は、通年週4授業時間（1授業時間は90分）とする。ただし、次の各号に定める授業科目および授業時間を含まなければならない。

(1) 特別任用教員A

教養科目、理工系の専門基礎（基礎専門）科目、教職課程科目（一般的包括的な内容を含まない「教科に関する専門的事項」に該当する学部専門科目を除く。）、外国語科目のいずれかを通年週1授業時間以上

(2) 特別任用教員B

独立研究科の研究指導科目（法務研究科は演習科目）を通年週2授業時間以上および

独立研究科の講義科目を通年週1授業時間以上

- 4 特別任用教員は、教授会、研究科委員会、各種委員会等への出席を要しない。
- 5 特別任用教員は、入学試験委員会規程第4条第4号に関する業務に従事することができる。この場合、役職に応じた手当を支給することとし、授業担当時間の配慮はしない。
(人事委員会)

第6条 特別任用教員の任用のために、特別任用教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）を置く。

- 2 人事委員会は、次の各号に定める者で構成し、委員長は学長とする。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 該当する学部、研究科および機構の長
 - (4) 教学部長
- 3 前項第3号に定める委員が任用候補者となった場合は、その所属する機関の副学部長、副研究科長、副機構長等が委員となる。

(任用手続)

第7条 特別任用教員の任用は、学部長、研究科長または機構長が、次条に定める任用基準に合致する候補者を人事委員会に推薦し、人事委員会で審査のうえ、本人の意向を確認し、大学協議会の議を経て決定する。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に定める者の推薦は、当該各号に定める者が行う。
 - (1) 定年退職する年度に英語以外の外国語科目を主たる授業科目として担当していた者
言語教育推進機構長
 - (2) 定年退職する年度に日本語科目を主たる授業科目として担当していた者
国際教育推進機構長
 - (3) 定年退職する年度に教職課程科目を主たる授業科目として担当していた者
教職教育推進機構長

(任用基準)

第8条 特別任用教員の任用は、次の各号に掲げる基準をすべて満たす場合に行う。

- (1) 全学共通教育および学部教育に必要な者であることまたは課程博士輩出等大学院教育に顕著な実績があること。
- (2) 若手教員の模範となり、FDへの理解と実績があること。
- (3) 担当する授業科目についての適合性があること。

2 前項の基準を満たす者であっても、教育および研究を行うに十分な健康状態にない者は任用しない。

第9条 削除

第10条 削除

(更新基準等)

第11条 第8条に定めるもののほか、契約更新時の審査基準は、人事委員会で定める。

(就業規則)

第12条 特別任用教員の就業等に関する事項は、立命館大学有期雇用教員就業規則の定めるところによる。

(処遇)

第13条 個人研究費については、立命館大学個人研究費取扱規程の定めるところによる。

2 共用の教員研究室を提供する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学協議会が行う。

附 則

(施行期日)

第1条 本規程は、1994年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 本規程は、1993年3月31日定年退職教授及び1994年3月31日定年退職予定教授についても、これを適用することができる。

第3条 1993年3月31日定年退職教授及び1994年3月31日定年退職予定教授の任用手続については、本規程第4条第1項中、「5月15日」とあるのは「1993年11月30日」と、同条第3項中、「6月末日」とあるのは「1993年12月20日」と読み替えるものとする。

(見直し期限)

第4条 本規程は、1998年10月末日までに、その改廃も含めてこれを再検討するものとする。

附 則 (1994年10月28日第7条の期日読替え規定の改正)

本規程は、1994年4月1日から適用する。

附 則 (1996年4月26日昼夜開講制実施に伴う一部改正)

1 この規程は、1996年4月1日から施行する。

2 1996年3月31日現在「第二部」に在学する学生がいなくなるまでの間、この規程の条

文における「夜間主コース」を「二部」と読み替えることができる。

附 則（1999年3月12日第4条、第7条の任用手続変更に関わる規程の改正）

- 1 本規程は、1999年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、2000年10月末日までに、その改廃も含めてこれを再検討するものとする。

附 則（2001年6月22日任用制度の変更及び教学上の全学的必要性を任用基準として明確にすることに關わる規程の改正）

本規程は、2001年6月22日から施行し、2002年4月1日付任用者から適用する。

附 則（2006年4月1日機構改革に伴う改正）

この規程は、2006年6月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2008年3月19日 授業時間の表記変更にもなう一部改正）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年10月29日2013年度までの運用とする新たな特別任用教授制度への変更にもなう改正）

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。ただし、2006年3月31日定年退職教授、2007年3月31日定年退職教授および2008年3月31日定年退職教授についても、適用する。
- 2 2005年3月31日に定年退職を迎えた特別任用教授任用者に関する取扱いは従来の定めによる。

附 則（2011年11月4日特別任用教授制度の見直しに伴う全部改正）

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、特別任用教授の所属および特別任用教授人事委員会については、2012年4月1日から施行する。

附 則（2013年3月8日立命館大学有期雇用教員就業規則の改正等に伴う一部改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2014年12月19日委員会構成の変更に伴う一部改正）

この規程は、2015年1月1日から施行する。

附 則（2016年1月29日 任用手続の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2018年6月8日 特別任用教員Aの担当授業科目の変更に伴う一部改正）

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2019年5月17日 委員会構成の変更に伴う一部改正）

この規程は、2019年5月17日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則（2019年6月14日 特別任用教員Aの授業科目の変更に伴う一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2019年11月29日 立命館大学特別任用教授規程運用についての申合せの廃止に伴う一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

2020年7月14日 食マネジメント学部教授会

食マネジメント学部・食マネジメント研究科の今後の人事計画に関して

食マネジメント研究科届出設置に関わる文部科学省事前相談において、博士課程後期課程における教員組織編制の将来構想検討が遵守事項として示された。遵守事項を踏まえ、今後の人事に関して以下のように2020年度中に策定し、2021年度内に公募を実施することとしたい。

(遵守事項)

- ・完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること。(博士後期課程)

1. 経緯

新研究科の設置に際しては、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」において、研究科の主たる学位分野が経済学関係の場合は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて9以上とすることが法令で定められている。これに加えて事前相談に向けた文部科学省への事務相談では、9の内半数は、経済学関係の学位を有する教員を配置することが求められており、それらの基準を満たすべく教員組織編制を行ってきた。

今次の遵守事項の指摘も踏まえつつ、本学の定年規程および関連規定に定める退職年齢を迎える専任教員の後任人事を含め、食マネジメント学部および食マネジメント研究科として必要な教員体制を確保するため、以下のように人事計画を進めることとしたい。

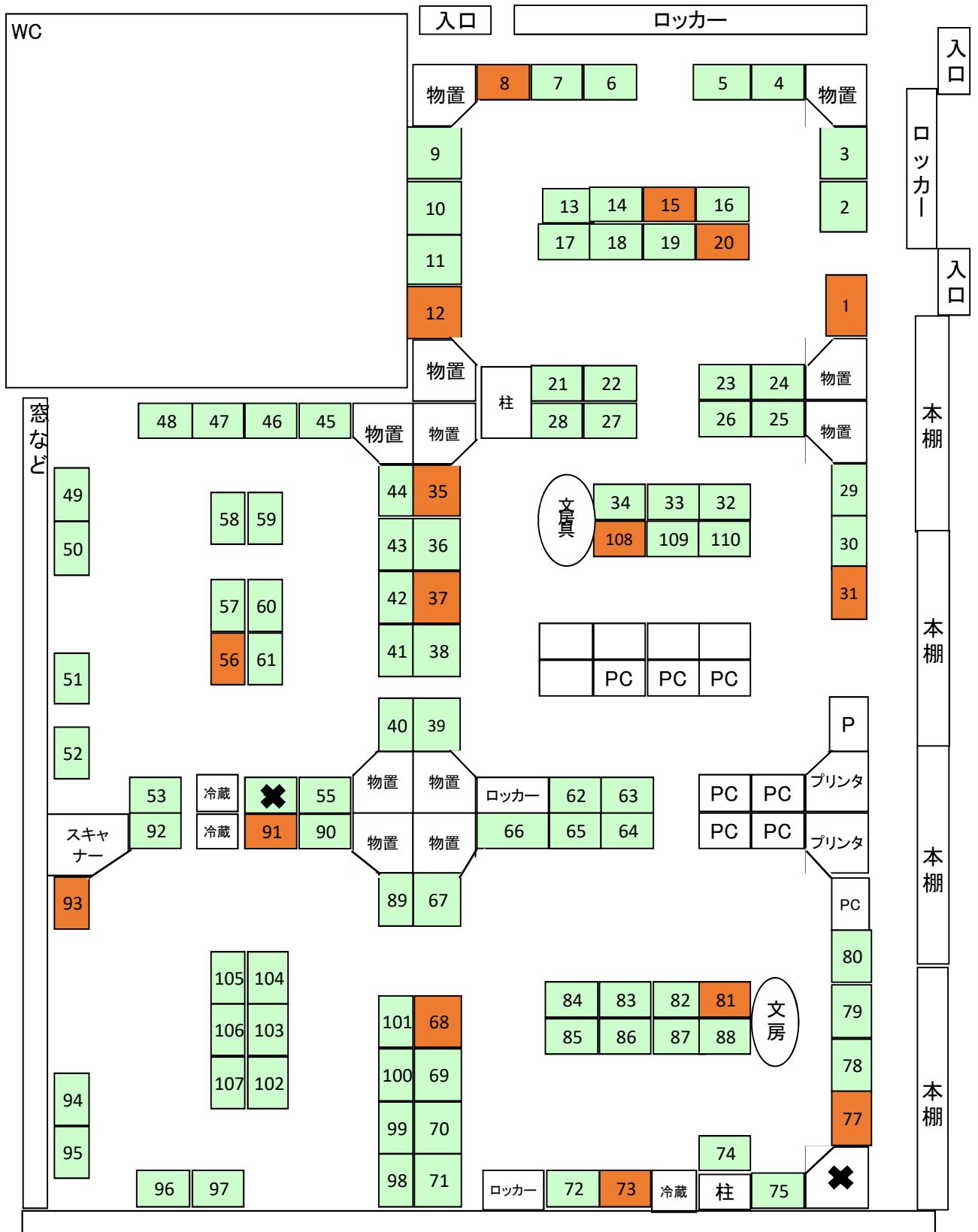
2. 人事計画

本学部・研究科の人事計画として、既に「経営戦略論」の人事を2020年度内に公募することが確認されており（「経営戦略論人事の実施について」（2020年6月16日食マネジメント学部教授会）、本人事とともに、後任人事の実施や既存の専任教員の教育・研究業績の積み上げなどにより、学部教育および研究科の研究指導体制を充実させる。また、より強固な教員組織を編制する観点から、2022年度以降に計画するマネジメント領域を含めた人事（1名～2名）を2021年度内に実施することとする。

3. 今後のスケジュール

2020年度中 人事計画策定
2021年6月頃 人事の実施について（教授会議決）
2022年4月 着任

以上



大学院生共同研究室(博士課程後期課程)



	デスク	デスク	デスク
デスク	デスク	デスク	デスク

共有スペース	共有スペース	共有スペース	共有スペース
デスク	デスク	デスク	デスク

本棚

本棚



デスク	デスク	デスク	
デスク	デスク	デスク	デスク

	デスク	デスク	デスク
デスク	デスク	デスク	デスク

デスク	デスク	デスク	デスク
デスク	デスク	デスク	デスク

デスク	デスク	デスク	デスク
デスク	デスク	デスク	デスク